

「民主党の研究」第1回研究会

2002年1月19日

自治労北海道本部 総合研究室

目 次

【レポート1】

「民主党北海道とは」－ 結成に至る経緯と現状
(民主党道議・豊平区 佐野 法充氏) 1

【レポート2】

「民主党北海道結成に向けたT総支部・党の動向を考察する」
(北海道大学大学院 寺田 英司氏) 13

【資料集】

新党運動はどのように進展したか <社会党道本部・社民党道連合の資料より>	24
<資料1>1995年度活動方針(案) もう一つの政治勢カ=「民主リベラル新党」 結成のためのプログラム	26
<資料2>1996年1月17日 第21回道委員会 第1号議案 今後の政局に臨む基本態度と第Ⅱ次新党結成プログラム(案)	31
<資料3>1996年4月20日 道連合第1回定期大会 議案第1号・補強 新しい政党づくり〔第Ⅲ次新党結成プログラム〕	35
<資料4>1996年12月19日 第5回道連合運営委員会 第17回新党推進委員会 「民主党北海道」結成に向けた社民党道連合の基本対応について(案)	37
<資料5>民主党の基本理念・基本政策(96年9月民主党設立総会)	40
<資料6>私たちの基本理念・基本政策(98年3月民主党統一準備会了承)	50
<資料7>民主党北海道結成に向けたT総支部と党員の動向	58

「民主党の研究」第1回研究会

主催：自治労北海道本部 総合研究室

日時：2002. 1. 19

【レポート1】

「民主党北海道とは」＝ 結成に至る経緯と現状

民主党道議・豊平区

佐野 法 充 氏

ご紹介いただいた佐野です。限られた時間ですので早速お話をさせていただきたいと思
います。

私に与えられたテーマは「民主党北海道とは―結成に至る経緯と現状」ということ
ですが、現状認識からすれば、私どもが求めてきた民主党と今の民主党、どこか違うのでは
ないかというのがあると思います。私も実は本部の民主党も、あるいは北海道の民主党も結
党当時私たちが目指したものと変わってきているのではないかという問題意識がありまし
て、最近私にとっての民主党というか、私自身が民主党結成に関わって、どんな政治情勢
の中で実現してこようとしたのかということについて、自分なりにまとめてみたいという
ことで、論文まではいきませんがレポート的にまとめてみませんかということで、ちょう
ど準備をしようと思っていたときにお誘いがあったものですから、私としては非常にタイ
ムリーなこの度の自治労の研究会の発足だと思っています。

新党運動への時代背景

そこでお手元に配られている資料、「民主党北海道」を創るために当時の社会党北海道
が第4次にわたって新党結成プログラムというものを作ってきますが、それを中心にして
お話をさせていただきたいと思います。

いかなる時代背景が当時あったのか、どういう思想的背景のもとに、あるいは考え方の
背景のもとに新しい政党を創ろうとしたのかという問題意識を中心に、結成の経緯につい
てお話を申し上げて、その中で現状抱えている問題点などについてお話をさせて頂きたい
と思います。

どういう時代背景があったのかというと、86年、旧ソ連にゴルバチョフがソ連共産党
中央委員会の書記長に就任してペレストロイカというものが始まっていきます。そうい
う中でかなりドラスチックな形で東西の緊張緩和というのが進んでいきます。ちょうど80
年代ヨーロッパにおいては様々な問題点があり、大変大きな景気の停滞に直面していまし
て、雇用情勢の悪化というのが大きな社会的問題になっていたと思います。社会福祉を中
心にして社会民主主義というのが、それなりにヨーロッパ社会の中で発展を続けて来るわ
けですが、1国的な社会福祉制度というものの限界なども見えてくる。新たに環境問題が

浮上してくるということで、89年にストックホルムで社会主義インターナショナルの世界大会が開催されて、そこでいわゆるストックホルム宣言、新しい社会民主主義の綱領というものが採択される。日本においては91年の冷戦構造の崩壊から55年体制の崩壊、連立政権の時代の幕開けというようなものが非常にダイナミックに進行するというような時代背景があった。その中でNGOやNPOという新しい政治の担い手が登場していくという時代背景もあったと思います。ローカルパーティもその中で作られてくるということでありました。そういった基本的な時代背景のもとで社会党の新党方針というものが生まれてくるということです。これは後でしっかりとその辺の時代背景は整理をしてみる必要があると思いますが、大まかそんなことだろうと思います。

村山政権の誕生と「新々宣言」

94年の9月に日本社会党の臨時大会では、いわゆる民主リベラル新党構想というものが党の方針として作られます。この時の新党方針は、さほど大きな関心事としては捉えられていない。細川連立政権が誕生した中で、新しい政治勢力というものをしっかり作っていかねばならないというぐらいの問題意識に留まっていたのではないかと思います。

その前段の6月30日に、あれよあれよという間に村山政権が誕生してしまうわけです。村山政権というよりも自・社・さ連立政権を創ろうという動きは、2月ぐらいから当時北海道でいえば、もう離れた人ですが、伊東秀子さん、中尾則幸さんらが中心にしてそういった動きがあったということですが、基本的に私どもとしては、そういった自民党の復権に手を貸すような政権の創り方には基本的に反対しておりましたが、6月30日に村山政権が誕生してしまう。

細川連立政権ができたときから社会党の中で新宣言に代わる「新々宣言」をつくらうと。要するに89年に採択された社会主義インターナショナルの新しい社会民主主義の流れに沿ったものと歩調を合わせたような新しい宣言をつくるべきだ。社会民主主義というものの方向性を明確に打ち出すことができるような新しい綱領、「新々宣言」をつくらうという作業を進めていたのですが、なかなかその議論が集約されないうちに村山政権ができてしまったものですから、慌ててその後、政策転換をせざるを得なくなってしまうというのが9月3日に開かれた臨時大会であって、ここで民主リベラル新党方針なるものが作られてくるわけです。

実は6月30日、私も絶対できないと思った自・社・さ政権ができてしまったわけですが、当時私は函館に行っていて、夜6時30分か7時頃に着いたら、当時の書記長の大平さんから電話が入りまして、村山政権ができてしまったと。市内の某所に集まっているから来て欲しいという話があって、どうしてしまおうかということがあったのですが、私ども北海道本部としては、基本的に「新々宣言」を採択すべきだという基本的考えに立っていましたので、できたということについて、どういう評価をしたらいいかという悩みはありましたが、これをテコにして北海道としては一気呵成に「新々宣言」の採択に向かって進んでいくべきではないかという話をしたことをいま思い出しています。しかし具体的にどうしようかというのは、その段階ではできていませんが、9月の大会で政策転換をしてしまう。そこで北海道本部としては、各支部連合ごとに政策転換に関わるいろんな討論集会を開いていきます。

「久保談話」(94.10.1)から新党運動スタート

そういう中で10月1日に社会党北海道本部が主催する「秋期政治セミナー」というのがこの年に開催されます。それは次の年がちょうど統一自治体選挙、横路さんの4選目はないということで横路さんを中央復帰すると。じゃあどういって中央復帰させるべきかということいろいろ当時から考えていまして、それじゃあ「政治セミナー」などをやって横路中央復帰に向けた地ならしをしていこうということで、当時の書記長の久保さんと連合の会長代行でありました後藤さんと呼んで、山口二郎さんをコーディネーターにして「政治セミナー」を開催します。

その時に横路さんの中央復帰に向けてどういった久保談話というものを札幌で発表すべきかということを中心に事務レベルで詰めていたのですが、記者会見の席上で記者の方から、「あなたは新しい政治勢力をつくる、新党を創る、こういうことを党の大会でも決めているし、今日のフォーラムでもそういう発言をしているけれども、それは社会党を解党することか」という質問が出ます。そこまで私たちは予期をしていなかったのですが、久保さんは、社会党の解党を視野に入れて新党を創り上げていきたいという発言をします。これはちょっとびっくりしました。それは当時横路さんは、中央復帰するときに社会党に復帰するのか、社会党の例えば委員長だとか書記長だとかという主要なポストについて社会党の再建を含めた政治勢力の結集をさせていくべきなのかということで、いろいろ議論をしていたのですが、横路さんは今のままの社会党に戻りたくないという強い考え方があって、そういうものがあって実は久保談話というものが発表されます。かなりこれはセンセーショナルに取り上げられまして、北海道的というとそこから新党運動というものが出発する。これが最大の新党づくり運動のメルクマールになってくるわけです。

「第三の極」の形成－ローカルパーティかナショナルパーティか

それで皆さんのお手元にお配りしている1995年度活動方針、もう一つの政治勢力、「民主リベラル新党」結成のためのプログラムというものを95年の6月に開催された社会党北海道本部の定期大会に提案するわけです。これがいわゆる第一次新党プログラムというものです。

ここで問題になるのは、27ページ目の(5)にいろいろ書かれています。要するに多様な国民意識や価値観は社会党だけではもう吸収、反映できなくなっている。従って広く民主リベラル勢力を結集して、その中に社会民主主義の理念を活かしていく道を追求することによって保守と新保守に対抗するもう一つの極を創ると。これが当時の私たちの新党構想の基本的な考え方です。この考え方が実は横路さんの「第三極論」というものです。その後、「第三の極」という本を出しますが、それがこの文章に集約されているということです。

そこで、この理念と政策目標として私どもは3つの理念、要するに憲法観と歴史観と国家観と、このぐらいで基本理念はまとめていこうと考えていました。政策的な若干の差異は認めていこう。しかしここだけはしっかりと大きな理念として括っていかなければならないということで、実はこの第一次プログラムで出されてくるわけです。ここで3つの理念というものを提起するわけです。

この第一次プログラムで一番の争点になったのは2つで、29ページの「民主リベラル新党」の性格・基盤及び組織というところで、(2)のローカルパーティ論というのが当時あったのです。横路さんはどちらかというところローカルパーティ連合論に当時立っていました。地域でいろんなローカルパーティをつくって行って、その連合体として新しい政党を創っていくということです。

アメリカには民主党と共和党があるわけですが、別に本部があるわけではないのです。4年に一度大統領選挙が開催されるときに全国組織委員会というものを組織して、そこが事実上大統領選挙を指導していく。それまではそれぞれ州につくられた民主党なら民主党、共和党なら共和党というものが州を中心にして、政党活動をしているというイメージを描いておまして、横路さんはローカルパーティ連合論というものに依拠したわけですが、それではダメだと。要するに当時は自民党と新進党という大きな政党があったのですから、それに対抗する三極を創るためには、要するにナショナルパーティとしてつくっていかねばならない。しかしそのナショナルパーティはできる限り分権型の党としてつくっていくけれども、私たちとしてはナショナルパーティとして結成されるべきだということが結構ありまして、これは横路さんとかなり議論します。最終的には横路さんも当時の社会党の考え方に立っていただいて、こういう形に収斂されてきたということです。

もう一つは、書記局内における論点でありました。これが(3)です。新しい政党は、社会党という今まで作ってきた土台の上に新しい家をつくるか、そうではなくて社会党のまったく外に土台を含めて新しい党を創るべきかという論争が延々とありました。私の考え方は後者でありまして、土台も建てるものも全部社会党の外に建てるべきだと。そうでないと新しい政党は看板の書き換えに変わってしまうという考え方がありまして、この(3)に書かれているような論争がありまして、最終的には社会党の外に新しい党、新しい政治勢力を創っていきこうというようなことになりまして、こういう形で第一次新党結成プログラムは集約をされたということです。

例えば憲法観というものがあると思いますが、鳩山さんなどは憲法改正をしようと。その糸口を首相公選制というところから出発しようではないかという話をしていますが、私はまったく変な話だと思えます。例えば本当に首相公選制というものが正しくて、そのことを多くの国民が求めているのだとしたら、まず党内で代表公選制をやるべきなのです。党员が代表を選ぶ時には、実は党员参加の代表選挙がないということをやっておきながら、こちら側で憲法改正論議は首相公選論から始めましょうというやり方というのは、まったく矛盾しているやり方です。党組織論にも関わってきますが、本当にそう言うなら自民党ではやっているわけですが、まず自分たちの党でそのことを実践してみる。私はこれはちょっとおかしいのではないかという問題意識を現状の中で持っています。

保守リベラルの源流－ニューディーラー

この憲法論議等に関わってちょっとお話しさせていただきたいと思うのですが、これは私どもの3つの理念の中の一つであります。要するに基本的な考え方としては、民主党というのはどういうふうにして創られてきたのかということになれば、私は基本的には3つの潮流が合流、融合した政党だと今でも思っています。それは鳩山由起夫さんに代表される保守リベラリズム、横路孝弘さんに代表される社会民主主義、社民リベラリズム、そし

菅直人さんに代表される市民リベラリズム、この3つの潮流が合流したものが古い民主党であって、そのことは新しい民主党の中にも私は受け継がれていかなければならないし、そういうものを基盤にして創られたのが民主党であると思っています。これが3つの潮流であり、そしてその3つの潮流を結ぶものとして国家観、憲法観、歴史観という3つの理念が存在するのだというのが私どもの考え方です。

それでは鳩山さんに代表される保守リベラリズムというのは、いったいどういうものかという、私はこの源流を辿っていけば、いわゆるルーズベルトが提唱したニューディール政策に行き着いて行くだろうと思います。このニューディール政策の基本的な考え方というのは、この間までのクリントンまでずっと脈々とアメリカの民主党の中で息づいていくわけでした、このニューディール政策の推進者のことをニューディラーと言っております。このニューディラーの人たちは、いったいどういうことをしてきたのか、どういう政策を推進してきたのかということです。

一つは、このニューディラーというのは、私は平和の創造者、平和をつくる推進者というような基本的な考え方、イデオロギーを持っていると思っています。従ってこのニューディラーの人は第二次世界大戦後国連憲章を作り上げていくわけです。この国連憲章の基本的な起草者は、このニューディラーの人たちです。そしてこのニューディラーの一人でありましたケイディスさんという人が戦後日本にやってきてGHQの民政局に席を置きます。このケイディスさんを中心にしたニューディラーの人たちが日本国憲法を創案していくわけでした。だからよく国連憲章と日本国憲法は双子であるということをおっしゃいますが、それは同じような人たちがこれを作り上げていくわけでした、というふうになれば、私どもが戦後の中でしっかりと憲法を守っていこう、そしてそれを発展させていこうと考えてきた思想の源流はどこかという、まさにこのニューディラーの人々と一致をするということが一つです。

それからもう一つは、社会保障政策ということだと思います。この社会保障という言葉、ソーシャルセキュリティという言葉を一ばん世界で法律用語として使ったのが実はこのニューディラーの人たちです。ヨーロッパ社民ではないのです。これは大恐慌の時に失業保険や年金だとか様々な社会保障政策をニューディール政策の柱としてこのニューディラーという人たちでは推進をしていきますが、その中で基本的な考え方というのは、まさにヨーロッパ社民が榮々としてヨーロッパ社会の中で創り上げてきた考え方、要するに福祉というものを中心に社会を形成していく思想性というのは、このニューディラーの考え方とまったく変わっていないということだと私は考えています。これが二つ目です。

もう一つは、地方自治の推進者であるということです。これは3つの理念の国家観に関わってくると思っています。どこにそれはあるかという、このニューディール政策の最も大きな柱は何かというとTVAです。テネシー・バレー・オーソリティ、テネシー領域の総合開発計画というのがこのニューディール政策の中心だったと思うのですが、そこでルーズベルトがTVAという公社を造ります。この公社でテネシー領域の総合開発計画というものを推進していったのがリレンソールという理事長であって、これがニューディラーの最大のイデオログの一人だといわれています。この人が「TVA民主主義は前進する」という本を書いています。実はこの本を持っているのは、山崎昇さんが持っているということですから、是非お借りして一読いただければと思います。

北海道開発法の問題点

北海道で北海道開発法という法律が作られるときに、当時の知事の田中敏文さんが衆議院の予算委員会で北海道開発局を作ることについては、北海道としては反対であるというような論争をします。大変格調の高い論争ですが、その時のベースになったのがこのリレンソールが書いた「TVA民主主義が前進する」です。この中でリレンソールは地域開発政策の3つの原則を挙げています。一つは計画の総合性、一つは執行機関の一元化、一つは草の根民主主義ということです。これが地域開発計画の3つの原則だと言っているのですが、実は北海道開発局、北海道開発法の存在というのは、まさにこの3つの原則、地方自治というものを侵害していることだと私は思っています。

私はしつこくこの問題でこれからも議会で議論をしていこうと思いますが、国会議員の皆さんがこれを国会で取り上げないのは、まったく不思議だと私自身は思っています。なぜかという、これが地域開発政策の3つの原則であって、これは地方自治論に立っているわけです。これが実はいま申し上げてきた国連憲章だとか憲法だとか社会保障政策だとかを創り上げてきた基本的な思想のベースになっていくわけです。

北海道開発法は昭和25年に制定されてから今年までで53年になりますが、目的はまったく変わっていない。目的は一つです。それは北海道の資源を開発することと戦後の人口問題に寄与することの2つなのです。戦後の人口問題に寄与するということは、これはとっくの前に終わってしまったことで、しかし法律では生きているのです。戦後の人口問題というのは何かというと、旧植民地だった満州や樺太から引き上げてくる人を受け入れる場所がなかったから、この北海道で引き受けましょうと。資源は何かというと、ちゃんと法律に書いていますが石炭、森林、食糧、電力です。しかしもう石炭だって森林だって、これは開発資源か。そうではないと私は思っています。こんな法律がまだ五十何年間か続いているというのは、まったく不思議だと思います。そして執行機関は道庁と開発局という二つの執行機関がある。計画の総合性と言っているながら、これは各省持ち寄りであります。何も総合的ではない。お役人が好きな言葉は、いろんな部から持ってきて集めてきた計画を一つにまとめれば総合的だと。全然総合的ではない。

それから草の根民主主義は、要するに地方自治は事実上この法律から拒否されています。この法律の第4条に北海道総合開発計画を作りますと。北海道総合開発計画はどこで決めますか、内閣が決定をする。当該地方公共団体の首長は、意見を申し述べることができる。要するに意見を申し述べることしかできないのです。自らの地域の総合開発計画を自らの地域で創り上げていくということをこの北海道開発法は事実上忌避をしているということです。そして最大の問題点は何かというと、何のために北海道を開発するのか。それは地域の住民の福祉と生活の向上の増進に寄与することが地域開発の最大の目的であります。この北海道総合開発法の中には、いわゆる福祉目的条項というのがすっぱりと抜け落ちています。

北海道と同じように沖縄地域振興特別措置法という法律がありますが、この沖縄地域振興特別措置法の第1条には、沖縄地域を開発することをもって沖縄地域の住民の生活向上と福祉の増進に寄与することを目的とすると、ちゃんと福祉目的条項が入っているのです。

しかし北海道総合開発法にはない。こんな地域開発法は、世界中探しても北海道開発法のたった一つであります。これはまさにかなりいい加減な地域開発法であると思いますが、

しっかりと北海道開発法の見直しから進めていくべきだと思っています。この論議はこれからも続けて行きたいと思っています。地方分権というものを進めていこうとしたら、そしていま北海道が道州制を志向しようとしているのなら、この問題を避けて道州制の移行はないし、北海道における地方分権改革の完成はないということだけは、はっきりしていると思っています。

「自由・平等・友愛」と「自由・公正・連帯」

それで鳩山さんが持っている保守リベラリズムの基本的な原則は何か。また89年に採択された、私たちが立脚をしているいわゆるストックホルム宣言の立脚点は何かということですが、96年の6月号に鳩山さんは『論座』という雑誌で自由主義市場経済と社会的公正・平等、つまり市場経済と雇用だとか福祉のセーフティネット。こういうことを突き詰めて考えれば、近代の歴史は自由か平等かの選択の歴史と言える。自由が過ぎれば平等が失われ、平等が過ぎれば自由が失われてくる。この両立しがたい自由と平等を結ぶ架け橋が友愛という精神的な絆であると彼は言っているのです。ですから彼はここで自由と平等と友愛という一つの原則が、彼が言う保守リベラリズムの基本的な原則であると言っているのです。

それに対して89年に採択されたストックホルム宣言、いわゆる社会主義インターナショナルの基本宣言の原則の中でも同じことを言っているわけです。ここでは自由と公正と連帯ということをして3つの原則として挙げているのです。結論だけ言いますと民主的な社会主義者、要するに社会民主主義者の基本原則は、この3つの原則が等しく重視をするのだと。これは相互に依存する関係にあって、それぞれの理念は他の理念の必要条件であると言っているのです。これに反して自由主義者と保守主義者は、公正と連帯を犠牲にして個人の自由に重きを置いていた。共産主義者は自由を犠牲にして平等と連帯を達成することを主張してきた。だからわれわれ社会民主主義者は、この自由と公正というものを結ぶものとして、普遍的な価値として連帯という原則をうち立てていこうということを言っているわけです。ですから経済的には自由、生活的には公正、要するに市場経済と福祉を中心にした様々な社会的なネットワーク、セーフティネットをきちんと結ぶことによって新しい社会民主主義というものを創り上げていこうというのがストックホルム宣言だったと思います。これは鳩山さんが言っていることと社会主義インターが言っている原則と大きな差異はないということだと思います。従ってこれは保守リベラリズムと日本において社民リベラリズムが合流し、融合していく基本的な規範、土台というものがあるのだというような基本的な考え方に立って、私どもの新党運動を推進していくことになります。

「リベラル北海道」の提起

今度は96年の1月に2つ目のプログラムに入っていきますが、これが第2次新党プログラムということ。この前段で実は村山さんが退陣して橋本政権ができるのです。そのあたりからどうも新しい政党を創るという機運が中央本部段階では、できそうもないよと。社民党という党名変更をして、総選挙では新党で戦うと言っているのですが、どうもこれは日本社会党から社会民主党に党名変更することで新党運動にピリオドを打とうということになりそうだというのが久保書記長サイドから北海道に入りまして、何とかこの流

れをくい止めて新党運動に結びつけていきたいので、北海道本部がちょっと前に進んでもらえませんかということが出てきます。そこで出てきたのが第2次新党プログラムです。ここから北海道が全国に先駆けて前に進むことになってきます。

そこで私どもが提案するのは、いわゆる新党を創るための前段組織としての北海道リベラル構想というものです。その前の年に実は横路さんが主催する「新しい風、北海道会議」というものが創られますが、その新しい北海道会議を基本的なベースにしなが、新党を結成するための政治集団として「リベラル北海道」というものを団体・個人参加によって創り上げていこうということをここで提案されるわけです。

ネットワーク組織論というのはどういうものかということを書いている33ページの中段で、このようなローカルネット論があるということを書いています。北海道としては、要するにナショナル的なローカルパーティを創っていこうと。連合論のネットワーク組織としての党を創っていこうということを提案するわけですが、このための時間がなくなってきたので（北海道から）創っていこうということです。

この党組織論というか、これが今の民主党にとって決定的に私は抜け落ちているところだと思うのです。民主党には組織論がないのです。私は基本的には党組織論というのは国家観だと思っています。どういう国家観に立脚するかということの中から必然的にその党組織論というのを導き出していかなければならないと考えています。

では民主党が考える国家観というのは何かというと、分権型連邦国家です。地方分権を進めていって、分権型連邦国家を作っていこうというのが民主党の基本的な考え方です。ところが現実の民主党は、相変わらず党運営は、中央集権的にやっているのではないのでしょうか。これは言っていることとやっていることが違うということです。要するに今の民主党は、レーニン主義的党組織論に立脚しすぎていると私は思っています。かつてレーニンは、「党とは来るべき社会の形態である」といっています。私はこの考え方は基本的にその通りだと思います。レーニ的に考えれば、来るべき社会というのは何か、それはプロレタリアート独裁であり、民主集中性の国家なのです。従ってその形態前段階として党、いわゆるボリスビキを民主集中制の党として創り上げていったのです。これはレーニ的な国家観からすれば当然の党組織論です。

分権・ネットワーク型の党組織論

じゃあ、われわれのいま持っている国家観は何かというと、民主集中制の国家ではなくて、分権型の国家、分権型連邦国家なのです。だったら必然的にわれわれが創るべき党組織論の立脚点は何かというと、分権型にすべきであるということは当然の話ではないかと思えます。要するにネットワーク組織論の一つの立脚点は、地域が自立をするということです。その地域がその中で分権型に党組織を創り上げて、それを全国的にネットワークしていくというような党運営、党建設論に立つべきだと思います。これが現状の問題点だと思います。これが様々な党運営のやり方について問題点を惹起をさせているということだと思います。

なぜこういうものを創らなければならないかということ、今は小選挙区制ですから、小選挙区制度で勝てるためには、地域でしっかりと地域組織を創っていかないと、これはできないのです。このことは民主党が最初に作られた総選挙の後の第4次の新党プログラ

ムの中に、北海道はそのことを主張しているわけです。政権交代可能な二大政党、あるいは二大勢力を創り上げていくためには、地域に根ざした地方の組織というものがしっかり根付いていないと、風だけでは政権交代はできないのであって、野党の間はそのことを党として持ち堪えることができないわけです。そしてイギリスをみてもわかるように、やはりフランチャイズを持っているわけです。圧倒的に労働党が強いところ、圧倒的に保守党が強いところというのはあるのです。そういうものがあるからシャドウキャビネットというものをつくりながら野党の時代、党運営をやっていくことができる。こんなものがなかったら、分散もしていくわけですし、こういうためにもやはり地域組織をきちんと創るべきであると。これは今の選挙制度からもそう作っていかなければ、どうにもならないということが2つ目のところでは。

3つ目は、民主党が求める政治は何かというと、政・官・業癒着の腐敗の構造を断ち切るということなのです。しかし副代表を務める人の秘書が、いろいろと悪さをして新聞にぎわしている。これは要するに自分の後援会を中心として党を作るからです。必然的にそこからは政・官・業癒着の構造をばっちり断ち切っていくようなものを創り上げていくことを地域からできないわけです。本当にわれわれが政・官・業癒着の政治構造というものを断ち切っていくとしたら、国会議員や道会議員や市会議員の後援会を中心としたのではなくて、やはり地域の生活者に根ざした地域の党というものをしっかりとそこでつくっていかない限り、この腐敗構造というものを断ち切ることは無理だろうと思います。

こういうものが私たちの基本的な党組織の原則論としてうち立てていないところに、今の民主党の問題点というのが様々な形で生まれてくるのではないかと思っています。何れにしても北海道リベラルネット構想を大事にしています。いろいろなやりとりがありましたが、なかなか前に進みませんでした。当時はさきがけとやっていたんですが、進みませんでした。

北海道から全国に発信する新党運動

そういう中で96年の4月に第3次新党結成プログラムというものを当時の社民党（北海道）が創り上げます。これはもう東京段階では、新党をつくる気持ちはないなど。村山委員長の下では社民党という看板を書き換えて、これでお茶を濁して終わりというふうにたぶんなっていきなというのが見えてきました。そういう中で鳩山さんや菅さんや横路さんが中心になってリベラルフォーラムというものを東京で立ち上げて参ります。そして「Jネット」という全国的な組織を創るための準備が進められています。そういう中で北海道が社民党の前に出なかったらどうにもならないと。北海道が牽引役を果たさない限り、おそらくダメになってしまうだろうということで第3次のプログラム（35ページ）が作られてくるわけです。

ここの3、新しい政党づくりの運動は、助走の段階から退路を断って具体的実践活動に入ることを宣言しますと。ルビコンを渡る私たちに、もはや退却すべき橋は残されていないのです。社会民主党のままで立ち止まることも断じてあり得ないのです。北海道における新党準備組織として、仮称「リベラル北海道」を早期に立ち上げることを改めて決意をする。

何年ぶりかで読み返してみますと、よくもこういうことを恥ずかしくもなく書いたなと今は思いますが、当時はかなり本部との関係で悲壮感を持っていたのだと思います。これは事実上の北海道連合が社民党全国連合に対する新党運動の面での決別宣言だと。あなたの方がやらなければ、北海道は独自でもやりますよということの決別宣言だと思っております。そういう気持ちでこの第3次のプログラムを作り上げてきます。ここから北海道的には新党推進労組会議というものの準備も入って参ります。Oさんだとか、いま連合の事務局局長をやっているMさんたちが中心になって事務局を担って労組会議がつくられていたということです。

実はその前段では社会党時代からありました北海道自治体議員団会議というのがありますが、この自治体議員団会議を社会党の自治体議員団会議から無所属や新しい新党運動に共鳴する人たちも含めたものを議員集団として先に立ち上げてしまおうということで、3月段階で「民主議員ネット北海道」というものをリベラル北海道の先行部隊として北海道的には結成をします。ここから自治体議員の皆さんに全国に発信をするという活動を「民主議員ネット北海道」を通じてやる。そうしたら中央本部の段階では、労組推進会議が既に作られていますから、それに呼応するものとして北海道的に労組推進会議というものを作られてくるというような流れになっていまして、その中でいよいよリベラル北海道の結成の準備に入ってくる。その辺から新たにお世話になったのが山口二郎さんらにいろいろとお世話になります。

北海道リベラルネットワークの結成

リベラル北海道は7月に創られますが、鳩山さんの方から「リベラル北海道」ではなく「北海道リベラルネットワーク」にしてくれということで名称を変えます。それともう一つは団体・個人参加を団体はやめて全部個人参加にして欲しいということで個人参加方式の形で北海道リベラルネットワークが創られます。これが第4次新党結成プログラムの中にいろいろと書かれているのが流れです。

この北海道リベラルネットワークがそういう形で創られて参りまして、この7月の北海道リベラルネットワークの設立総会は、基本的な理念と基本的な政策の骨子だけしか提案をしておりません。しかもこの北海道リベラルネットワークは、新しい政党づくりのための新党結成の準備政治組織であるというのが私たちの位置づけでしたが、これも鳩山さんの方からそこまでいかないでほしいと。要するに個人参加方式の政策協議組織に留めて欲しいというようなことがあります。これはわかりましたということで、政策協議組織に留めておきます。

その段階では既に水面下で全国的なリベラルフォーラムというのを中心にして全国的なレベルでの新党運動が水面下で進んでいきます。この辺のところについては、皆さんの仲間であるMさんだとかAさんの方が詳しいですから、彼ら二人は事務局に行っていましたから、どういう流れがあったかというのはよくご存じだと思いますが、そういうリベラルフォーラムと北海道も連携をしておりました。

当時の書記長は久保さんで、久保さんはずっと新党推進の立場でしたが、この辺から腰が定まってこなくなります。グラグラ揺れます。当時私もよく自治労中央本部に行って、そこからいろんな情報を得て、分担をして、私はよく三宅坂の社民党本部に行って、

周辺の人たちと色々やっていましたが、どうも雲行きがおかしいと。これはダメだろうという感じがこの辺から見えて参ります。とにかく北海道としては、どんなことがあろうと新党で進んでいこうということでありまして、労組推進会議もそれを後押しするという事ですから、北海道的にはこの段階で基盤となるところの意思統一は終わりました。そこでもっと広めるために、北海道リベラルネットワークというものが結成されます。

そこから政策論議に入っていくわけでした、当時私や道議会の政審にいたMさんとか何人かのメンバーと北海道リベラルネットワークの政策づくりに入って参ります。基本的な理念だとか柱立ては、山口二郎さんとか横山純一さんにかなりお手伝いいただきながら作って参ります。その中で9月17日にリベラルフォーラムを中心にして民主党設立委員会というものが発足されるということです。資料の中に当時の民主党の基本的な理念や政策というものがあると思いますが、そういうものが発表されて、9月28日に民主党設立が正式に結成されるということです。この段階で民主党の中央の方で作られた基本的理念と政策と北海道リベラルネットワークでずっと作業を続けてきた理念と政策の最終的な整合性を図りながら、10月4日に「自立と共生の社会を目指して、北海道発リベラル政治の創造」と題する180項目ぐらいに渡った政策集を北海道リベラルネットワークの政策として発表をします。

そして民主党北海道の結成へ

これを前後して実は9月12日に社民党中央の幹事会でしたか、新党をつくって総選挙は新党の旗の下で戦うという常任幹事会決定をするのですが、それから1週間も経たない18日に、この方針を180度転換するのです。総選挙は社会民主党の旗の下で戦うということになるわけです。もうこの段階では、本部と袂を分けてやらざるを得ないということで、北海道的には10月4日のリベラルネットの政策発表を契機にして総選挙体制に入って参ります。基本的には北海道リベラルネットワークで作っていった政策が、次の年の3月の1日に作られる民主党北海道結成の政策のベースになっていきます。ですからさほど大きな違いは政策的にはほとんど差がないということです。そこで民主党北海道が立ち上がっていくということです。やはり私どもとして最後の決断をする一番辛い決定をしたのは、この9月の中旬になります。生臭い話になりますが、下手をすれば北海道も割れてしまうのではないかというような時期がありました。それは社民党的に言えば、村山政権に対する評価を巡って9月の中旬の段階で出てきます。これを非常に肯定的に評価をする部分、当時でいえば五十嵐広三さん、池端清一さん、大臣経験者です。佐々木秀典さん政務次官をやった経験があります。そういう人々で内閣に入った人は非常に大きな評価を加えていくと。そういう評価は評価としながらも、結局村山政権の誕生が自民党の復権に手を貸したという負の部分についてしっかりとした総括をしないとダメだというような考え方を持っていた急先鋒は横路さんですが、当時の国会議員でいけば参議院議員の峰崎直樹さんとか、衆議院では鉢呂さんとか、要するに若手の人たちです。社会党北海道本部的にいくと、その時みんな揃って民主党に行くか、そうではなく若手の衆・参1名ずつを先行して民主党に合流させて、その後大同合流を図っていくという決断をするかということで、かなりギスギスしたケンカになりまして、当時の幹事長は鈴木泰行さんでしたが、国会議員から面罵を食らうというような場面もありましたが、とにかく北海道的に言えば、

国会議員の皆さんとやり合いはありましたが行こうと。その時にはとにかくそれに全面的に労組推進会議もバックアップするからということでも突き進んで行くわけです。ですから社会民主党という政党を残しながら10月の総選挙に入っていくということです。その総選挙が終わった後、第4次新党プログラムというものを作りまして、「民主党北海道」というものを創っていくということになっていきます。

もう一度、北海道から民主党のあり方提起を

今日は基本的な政策等は申し上げられませんが、私は基本的な理念のところでは、かなりのところで一致をしていた。一致をしているところをなぜ議論をしないで、今こんなふうになってしまったのか大変不安でもあります。どうも私は鳩山さんは、安保、外交問題を含めて、これを党内政局化しようとしているのではないかと思えてなりません。この間、横路さんと話をする機会がありましたが、そういう鳩山さんの手法に対して私も反対だけれども、だからといって横路さんもそのことをもって党内政局化するということは、私は納得いかないというのが私の基本的な今の考え方でして、今まで申し上げたような議論の経過があったり、新党結成に向けた経緯があるわけですから、もう一度私どもはそのところに立ち戻って、冷静に議論して、国民、道民の負託に応えることができるようなことをしていかなければならない。そのためには、何のために民主党を創ったのか、どういう民主党を創って、どういう政治を創ろうとしたのかということについて、きちんと議論をすべきではないかと思っています。それほど時間はないと思いますが、私の非常に大好きな言葉で、ちょうど明治維新の時に勝海舟だったと思いますが、「急ぐからゆっくりやれ」という言葉があります。この問題は大変急がなければならないから、ゆっくり、冷静に、きちんと議論をして、これからの民主党の進むべき道というものをもう一度北海道から提起できるような形でこの研究会が進んでいけばと思います。以上をもって雑駁で申し訳ありませんが、問題提起に代えさせていただきます。

(文責・総合研究室)

【レポート 2】

「民主党北海道結成に向けた T 総支部・党の動向を考察する」

北海道大学大学院

寺田 英司 氏

北大で政治学を研究している大学院生の寺田です。急遽お話を頂き僭越ながら佐野さんの報告を受けまして、当時の下部組織であった総支部と党員の動向について、ある総支部を事例にして報告させていただきます。

報告の内容は、主に当時の総支部の資料や、当時の当該総支部党員のインタビューに基づくものですが、私が最初取材させていただいたのが1997年の秋頃でしたので、既にその時は社会党、社民党という組織はなく、当時の資料というのは個人的に所有されているものをご厚意で拝見させていただき、当時の党員というのも個人的に紹介させていただいてインタビューさせていただきました。

政権党への組織プログラム

早速ですが本題に入ります。年表を参考にしながら報告させていただきたいと思いますが、まず1993年夏の国政の大きな変化を目前にして社会党の中央の方では92年12月に政権党への組織プログラムに基づく「組織改革と建設運動」についてという運動方針が採択されていました。これは党員を当時の1.5倍にし、一人の党員が10人の活動家を持ち、その一人一人がさらに20人の支持者を持つというもので、具体的な数字としてそれぞれの総支部にも、今の党員が何名なので何名に党員を増やして、何名の活動家を確保するというような指示が下りてきていたそうです。そのことについて総支部では、6月8日と6月25日の2回にわたって全党員集会というのを開催し討議をしています。その時党員の方からは厳しい意見が出ていまして、「提起が非常に空虚に聞こえる」、「中央委員会で決定するまでの過程はどうなっていたのか」、「現状分析はきちんとできているのか」、「田辺執行部になってから地方の活動家の足を引っ張ることが多くなった」、「党内にある矛盾を整理しないと、立派な方針を決めてもうまくいかない」、「現場の実態を知らない人が中央委員で決めているのではないか」、「中央委員での決定のプロセスはどうなっていたのか」、「何でこんなプログラムができたのか」、「絵に描いた餅ではないか」等という厳しい意見が出ていました。

「連立」の是非をめぐって

しかしこのプログラムは、実際に取り組む暇もなく、既に93年の6月18日には自民党の羽田・小沢グループの造反によって宮沢不信任決議案が可決され、衆議院の解散総選挙が実施されました。この選挙では、北海道では社会党は善戦しましたが、全国的には歴史的な大敗でありました。それでも非自民連立政権が誕生し、その中では日本社会党が第一党として政権に参加することになりました。これには総支部、一般の党員が関与することはできず、当該総支部でその議論がされるのは、連立政権発足後の8月11日になって

道本部役員の参加を要請して全党員集会が行われています。そこでは次のような意見が出ています。

「現在の連立政権では党の主体性や、われわれが考えてきた党がどこにあるか見えない」、「社会党がどこに行くのか、党員が自信をなくしている」、「総選挙の敗因は、中央指導部の欠陥」、「下部にいる人の気持ちが分かっていない」、「選挙制度の変更がどこで決まったのか」、「これでやれと言われてもやれるものではない」、「われわれが悩んでいることに応えてくれるものでなければならぬのでは」、「小選挙区制の危険性を指摘すべき」といった連立政権への参加に否定的な意見が大半であり、「連立に進むには自分たちの主張だけでは通らないことを認識すべき」などのように、肯定的に捉えた人は少数でした。

また私が所属党員に後ほど行ったインタビューでも、細川連立政権に言及した評価では、私のインタビューでは、肯定的、否定的が半々ぐらいでした。

「これで世の中が変わると思った」、「55体制を終わらせた歴史的意義は大きい」、「日本も変わるのだ」、「横路道政みたいにやればできると思った」、「社会党は政権を担える力が在ると思っていただけ、ようやくここまでできたと思った」、「自民党は好き放題ができなくなり、良かったと思う」などと肯定的な意見がある一方、否定的な意見では「思想、信条の違う人が一緒にやっとうまく行くはずがない」、「正直不満だった」、「基本政策を変えるまで政策に加わってはどうか」というものがあり、細川政権は世論調査では驚異的な内閣支持率で達成していましたが、党員の中ではそれほど否定的に見る人も多かったことは明らかです。

村山政権の評価をめぐって

12月22日の市本部会議では、翌々年の95年に統一地方選挙が控えていたこともあり、その取り組みについて協議をされています。総支部の方でも統一地方選への取り組みが中心議題になっていき、新党の動向の話について絞っていくと、4月25日にT総支部の臨時大会を開催し、その時に統一選挙の市議・道議の公認候補を機関決定していますが、ちょうどその日の夜に細川政権に続き連立を維持したままで行おうとした羽田連立政権でしたが、首班指名の時に統一党派「改新」の騒ぎによって社会党中央本部は連立離脱を決定し、羽田内閣は少数与党政権となり、政局の流動化が進みます。この後、2ヶ月後に自・社・さ村山政権につながっていきます。

6月30日に誕生した村山政権は、片山内閣以来47年ぶりの社会党委員長を主眼とする内閣でした。その村山政権について、当該総支部で討論が行われるのは、2ヶ月後の8月25日になります。私が行った党員へのインタビューの中で比較的村山政権を好意的に捉えた人は、「村山さんが首相に祭り上げられた時には複雑な心境だった」、「社会党だからできたこともあったと思う」、「社会党は民主的で柔軟性を持ってやっていく党である」、「もっと議論は必要だったと思うが、自衛隊にしても現実にあるものだし、全面否定ではなく他の方法を考えることも必要だ」、「いろんなことがあるが、その状況下で厳しい選択をしてきた」などの肯定的な意見と、不満を持つ人からは、「村山さんには少し期待したが、安保を一気に方針転換したのは理解できない」、「自民党の復権を許したのはいかがか」、「政権を取ったこと自体よくなかった」、「自民党の連立は理解しがたい、

筋を通して欲しい」、「村山政権にはただただびっくりするだけだった」、「社会党が政権を取っても、政策は180度変わるとは思わない」、「数が少ないので仕方がない、でも抵抗がある」、「自民党にうまく利用されただけなのでは」、「その後の発展につながっていない」、「間違っていたのでは」、「下部の討議がなく中央で決めた、唐突だ」、「あれだけ永年支持されてきた政策を一夜で変えていいのか」、「反戦・反安保を一夜で変えたことに抵抗を感じた」、「なぜ自民党と組んでしまうのか」、「片山内閣のように社会党は忘れてしまうのではないかと思った」、さらにもっと村山政権に怒りに近いような形で、「村山総理の訪米は絶対に許さない、まるで参勤交代のようだ」、「中央で決定した後に、事後承認的に下級で機関決定しているが、そこで覆せなかったのは自分たちの力のなさがあった」、「村山政権の意味は分からない、祭り上げられただけだ」、「自衛隊を合憲と認めてショックだった」などとあります。

8月25日には、総支部、支部役員合同討論会という形で集会をされて、そこでも村山政権について議論がされています。ここでは当時の参加者の中でいろいろな意見の対立がありましたが、かなり活発な意見が出ています。「新しいアイデンティティの確立を求められていると提案しているが、基本政策でこれだけ方針転換をしようとしているのにも関わらず、これからの社会党をどう位置づけていくのか、どういう性格、方向の党にするのかということがまったく提起されていない」、「根本的なことを整理して提起すべきだ。その結果たとえ分裂してもやむを得ないし、それを抜きにしてこれからの社会党はない」、「当面の政局に挑むと言いながら、党の基本方針に触れている村山発言の前に下部討議をすべきだった」、あるいは「8月5日の道本部委員会で概ね確認しながら下部討議するというのは、手続きに矛盾がある」、「新宣言の時から社会党は方向を変えてきた。しかし本格的に議論してこなかった。違憲だから違憲の議論はもう通らない。これからは自衛隊問題なら一つ一つ議論を詰めていかなければならない」、「村山政権は全面的に支持しなければならない。そして当面どうするかということにも、党の方針にしても、早急な確立が必要だ。もう単独で政権はとれない」、「村山政権は自民党と組んでいるが、反労働者的でも反国民的ではない。政権を取った社会党は素晴らしい。自信を持って村山政権を支えるべきだ」、「これだけ方針を変えるということは、社会党という名を名乗る必然性はなくなったということだ」、「党の位置づけ、方向性を整理すべきだ。連立政権といえども社会党として縮小すべきで、護憲、平和はしっかり守ってもらいたい」、「党の基本方針は残すべきで、社会党の政権らしさを出すべきだ。このままでは社会党はなくなってしまふ」などというものがあります。

多くの党員は、現実の変化を受け入れる覚悟や必要性は感じていますが、それぞれに抱く社会党の根本理念の大きいに存続させたいという想い、二つの想いの中で戸惑っている様子がよく現れています。なお、この総支部での議論は、札幌市本部が集約する形で、書面で党中央委員長に対して提出などもされています。

新党議論・・・「みんなでまとまっていこう」

その後、10月1日に久保、横路、後藤をパネラーとし、ニュースキャスターの佐藤正人さんをコーディネートした北海道本部秋期政治セミナーが開かれます。その時に有名な札幌談話を出して、これが新党に向かう流れになったのは、佐野さんの報告されたとおり

です。

しかしこの10月以降は、統一自治体選に入っていくこともあって、しばらく総支部では新党構想のことが議論になることはありませんでした。それが議論されたのは、95年6月3日、総支部大会ですが、「このままではいけないのは分かっているものの、目的や方向性、パートナーがはっきりしない今の段階で、新党には誰もが不安があると思います。そのことも久保書記長がまだ入り口にちょっと入った段階と答弁していましたが、これからこそ正念場、大変な作業、真剣な議論が必要です。当然総支部としても、この1年は新党問題を最優先課題とします。現在の党員が残らず新党に移行できるように、納得いく再結集になるよう、現場の声を積極的に上部機関に反映させていくために議論を積み重ねていきます」と大会で議決されました。

次に総支部では8月30日に、新党第一次プログラムについて全党員集会をしています。しかし残念ながらこの頃になると、先に述べた全党員集会に様々な批判を含めて活発な意見が出たのですが、この頃の全党員集会になると、自分たちが意見を出しても反映されないという失望感が表面化してきており、批判的な意見を出す人が集会に出席してこなくなる傾向が顕著になってきたそうです。そして辛うじて集まった党員の間では、新党構想の内容自体にはあまり議論せず、「もう後戻りはできない、とにかく自分たちはまとまってやっ払いこう」という雰囲気を確認したそうです。これ以後、総支部では新党構想については、その内容について議論するのではなく、何とか自分たちのやってきた仲間がみんな納得して、一丸となっていけるような形を確認していこうということを中心に話し合われています。

96年1月19日には、社会党全国大会でいろいろ報告がありまして、とりあえず社民党への名称変更だけが行われます。私が行った党員へのインタビューで、社民党について聞いてみたところ、「社民党になって議員党になった、不満だ」、「いくら時間がないといっても、上や議員で決めてしまうのは大衆党ではない」、「新社会党に行こうかと思った。その方がすっきりする」、「社青同で目指してきた反戦・平和が歪められたから、社民党は嫌で仕方がなかった」、「もう足が遠のいた」というようなことを語っていました。

民主党に移行した党員は・・・

この後、佐野さんの報告の通り「北海道リベラルネットワーク」ができ、それが枠組みとなって民主党北海道が成立します。社民党となって総支部は支部と変更されましたが、結局当該支部は、97年3月17日に解散となります。

このような中でそれぞれの党員はどのように思っていたかということ、民主党に移った人は、「鳩山さんの主張に共感した」と。佐野さんも触れられた『論座』の記事を読んで共感したとおっしゃって、「大量消費社会の否定や教育に対する考え方など、自民党的ではないものがある」、「自民党に対抗できる勢力が必要、民主党もわるくないと思った」というものです。この人たちは民主党に積極的に評価して参加した方になります。一方で社会党の消滅を残念に思いつつも、自分たちが所属する労組などの関係を勘案して民主党に移行した人たちも多いのも事実です。「寂しいいらだちを感じる」、「極を作らなければならぬので、北海道で行けば民主党」、「自分が正しいといっても仕方がない。力になるかどうかで自分の信条としては社会党か社民党の方が近いかもしれない。しかしそうい

う道は選択したくない」、「自分の思想、信条上にあるのか」、「北海道の場合、ある程度結集されている組合全体の方針だから、個人的には民主党より社民党に行くべきだと思っていたけれども、労働者グループの基盤を無視できない」、「仲間が離れていく運動になってしまった」、「仲間を外に外してしまった」、「運動的に足りなかった」、「至らなかった」、「まずかった」、「民主党を誇りに思えない」、「鳩山さんとは違う、しかしそれが新しい政党なのかとも思う」、「連帯する団体が増えたことに満足しなければいけないと思う」、「社民党に残るだけの元気がなかった」、「惰性に流されて民主党に移った」、「確信があるわけではない、民主党がいいのか悪いのかも分からない」、「僕らが生きてきた社会党を考えると、今の民主党も社民党の在り方も想像を絶する」、「なぜ社会民主主義でまとめることができなかつたのか、そういう人がいなかったのか残念でたまらない」、「とても残念です。まとまってやってくれれば、私の晩年はもっと幸せだったのに」、「社会党に身を委ねてきたので行き場がない」などです。

民主党に移行しなかった党員は・・・

一方、民主党には移行せず、別の道を選んだ者は、「解散総会には出席せず社民党に残った。どこまでできるか分からないけれども、今までの運動は大きな単産におんぶにだっこだったけれども、これからが本当の勝負だ」、「組合が決めるからみんなで行こうというのは違うと思う。社会党への愛着度も違う」、「党員としては半分死んでいたけれども、もう一度やってみようと思った」、「どこまでできるか分からないけれども、60歳までにもう一度花を咲かせようという気持ちになった」という二人は、社民党に残ることになりました。そしてもう一人は、「僕の目の黒いうちには大きな政党にならないかもしれないが、まじめに運動していけば支持者は必ず増えていく」と言って新社会党へ移った人もいました。

またどの政党にも所属しない人がいます。「社民党には妥協できたけれども民主党には妥協できなかった」、「社民党にも残ろうと思ったけれども社民党のいうことも納得できなかった」、広げて行かなくてはならないときに社会党の遺産を守るというだけでは、総支部の活動を一生懸命、積極的に担った人の中でも、あえてどの政党にも行かない人もいました。当該総支部の元社会党員は86名でしたが、そのうち62名が民主党に入党し、議員後援会の11名を加えて新しい民主党は73名となりました。

一方再建社民党の方は、元社会党員5名に3名の新しい党員を加えて8名となり、新社会党はその一人が参加しました。残り十数名はどの党にも所属していないこととなりますが、それは、やめるきっかけがなかった消極的な党員だった人もいますが、一方で最も党の活動を積極的に担った人の中にも、どの政党にも移らなかった人も含まれています。

「組織の維持強化」か「戦略的柔軟性」か

以上、事実報告だけでしたが、この間の新党構想、民主党に至るまでの過程というのは、一般の党員にとっては総じて悲劇的なものだったと思います。それをどのように捉えるかということで、若干の問題提起をさせていただきたいと思います。

この問題は、一義的には民主党というよりは旧社会党の問題となるわけですが、政治学では政党には大きなジレンマがあると言われていています。それがレジュメに書いた党組織の

維持・強化、党内民主主義と党の戦略的柔軟性、リーダーシップという二つのことが、どちらも重要であるにも関わらず、どちらかに比重を置けばどちらかが犠牲になるというトレードオフの関係になっていることです。従来社会党は比較的前者、党内民主主義、党組織維持、強化に重点が置かれていたと言えます。それが転換期では後者に比重が置かれ、それも仕方がないことかもしれません。実際ヨーロッパの社民勢力は、上からのリーダーシップによって転換に成功し、党勢への拡大へとつなげています。具体的には、新しく脱産業化や環境保護運動、マイノリティの人権などということを重視する新しい社会運動、NPO、NGOという人たちの支持を獲得することによって党勢を拡大しています。

しかし日本社会党の場合、政権参加の過程で明らかに党内民主主義や一般の後援会の人たちの想いを犠牲にしたにも関わらず、リーダーシップによって転換を図ったわけですが、それによって新しい支持層を獲得できなかったということは、非常に浮かばれないと思います。

その象徴的出来事としては、村山内閣の時に野坂建設大臣が長良川河口堰建設にGOサインを出してしまったことだと思われれます。前建設大臣であった五十嵐氏は、非常にこの長良川河口堰問題に慎重な姿勢をとっていたのですが、野坂氏に代わってOKを出しました。このことは、環境保護運動などを行っているNPO、NGOの人たちを大いに失望させて、社会党が変わったという印象をもつきっかけを失わせてしまったこととなります。これでは党内民主主義や末端の思い、末端の黨員、活動家、その人たちがずっと指示してきた護憲平和主義の修正までしてやったことがうかばれないこととなります。もしリーダーシップによる転換によって新しい層など党勢拡大に結び付かないのであれば、政権などつかず従来の黨員の思いや支持する政策を大事にした方が政党としては意義があったように思います。

公選法の問題

その両方で失敗したことが社会党の失敗だと思うのですが、そのような失敗の反省の下に新しくできたのが民主党だと思いますから、民主党は新しい支持層を獲得することが非常に重要だと思います。そのためには多くの言明よりも何か象徴的な出来事が必要とされると思います。ただ日本の場合、非常に大きな問題があると思いますが、私は日本の公職選挙法はとんでもない悪法だと思います。この法律によって一般の人がなかなか選挙活動にほとんど近づけないような状態になっていると思います。あらゆる選挙活動を制限することで、例えば戸別訪問にしても、戸別訪問が必要なのは明らかですが、法律上は禁止されて、法律の慣例としては禁止されていないという形でやるなどの方法を取られ、熟練した技術が必要とされ、一般の人が簡単に選挙活動に参加することができないようになっています。

ですから例えば新しい民主党がヨーロッパ社民党が獲得したような新しい市民層の支持を取り付けたとしても、選挙においては選挙活動そのものを担う戦力としてはなかなかあてにはできず、その点も考慮しなければならない点などが難しい点だと思います。

以上で雑駁ですが報告と簡単な問題提起だけさせていただきます。以上です。

(文責・総合研究室)

－ 質 疑 －

<中島>

寺田さんの話を聞きましても、社会党は今やもう学問的な対象になってきています。われわれ昔、党運動をやってきた立場も含めて複雑な気持ちもありますが、寺田さんがいい作品を残されるように期待をしたいと思いますが、若干の時間、質疑をお受けしたいと思います。

<北見 太田>

場違いなことを聞いてしまったら申し訳ないと思うのですが、民主党の鳩山さんに象徴される去年の国政の動きの中でいけば、テロ特別措置法なり日米ガイドラインの問題ではないかと思っているのですが、新民主党の基本理念をどう読んでもきちんと党内手続きをとってこのことをやらなかったのではと。外交安全保障問題のところを読ませてもらっても、ここの基本理念は変わっていないのに、いくら党首といえども、あのような行動に出るのはどうなのかと思うのです。何を信じたらいいか分からないということで、あそこで相当失望を持ったのは事実なのですが、この辺のところについて佐野さんの方から考え方があれば教えていただきたいと思っています。

<田部>

新党をどのように進展したのかというところで、社会党の総括が触れられています。ここで社会主義か社会民主主義かの党内対立がふれられていますが、私の経験的な記憶からは、社会主義という1本の言葉で言いきれないのではないかと。もっと言えば社会民主主義とどちらかといえばコミューズ的な社会主義。これは当時社会党はそれ自身を社会主義といていたのですが、そういう内容的な対立ではないかと思っていたのです。社会主義はもっとヨーロッパの社会民主主義も含めて社会主義の位置づけ内容を豊富化していれば、もうちょっと違った形になったのではないかとというのが私の感じなのです。

もう一つ、今の質問に関わるのですが、民主党は、私は集団的自衛権の関係でルビコン川を渡ったという認識を今回持っています。そうすると民主党の創設期におけるいわゆる自衛隊、あるいは集団安保等の位置づけの問題から見ればかなりだなと。ただこれが新民主党という領域から見ればどうなのかということは分かりませんが、結党時の憲法理念に基づくと考えているところでは、一番そのことが言えるのではないかと考えています。ではどうするのかと言えば、平和貢献という概念を軍事的な問題を超えて具体的にどうつくっていくのか。ここの運動展開、特にNGOとは始めているわけですが、そこが実は実際の説得力ある平和政策の国際的内容になるのではないかと。日米安保基軸の軸足である限りは、今回の問題も含めて克服仕切れないだろう。民主党が多国間の安全保障体制というか、多国間関係というものをどうつくっていくのか、そこにアジアを入れているのですが、個々の実績の中身が実は民主党のこれから求められてくる中身ではないかと考えています。

<酒井>

大きくくりな点で佐野さんに質問ですが、民主党の結成に至る経過を報告していただいたのですが、私の当時から現在までを見ている印象で言うと、前の民主党の結成の時には、みんなの気分の中に何とかしなければと思った論拠が一番大きかったのは、結局このまま行くと、新保守と旧保守との二大保守政党に席卷されてしまって、社民を中心とする勢力はどこに行ってしまうかと。そういう意味では横路さんの第三の極論というのは、新・旧二大保守政党だけにしないと。そのためにもう少し大きな勢力を対抗軸につくっていくのだという意味で、色々あって面白くないこともあるけれども、全体の政治構造を見たらそこでみんなで頑張るしかない、そういうことがみんなの気分だったのではなかったかと思うのです。

いわゆる「新民主」についてのお話が飛んだので、そこについての質問ですが、結局三極構造の一極をつくらなければと言っていた中で、小選挙区制のもとで実は新進党が解党して、じゃあどういふ二大政党になっていくのかというときに、残念ながら民主党の現状で言うと、自民党で公認されない人が民主党に入ってきて、それで議員になって、どんどんそういう人の勢力が何か議員が増えていくと、結局旧民主党と新民主党でいうと、だいぶ構造自体が変わってしまったのではないかと。その際に第三の極論といわれていた政策的な分水嶺も、今いったいどこに敷いたらいいのかと。それは理論の話ではなくて実際に小選挙区制のもとでの政治のもとでそういう政治家がどんどん動いていて、そういう構造になってしまうと。横路さんに言わせれば、本家をないがしろにして、何だあいつらはということになるわけで、この戸惑いが実はいちばん支持者や黨員自身も根本的な戸惑いの原因だと思うので、そこに対する佐野さんなりのコメントいただければと思います。

<佐野>

最後の問題から、私もそろそろ民主党北海道の役員をこの大会で下りますので、いまは自由の身ですからはっきり申し上げます。古い民主党と新しい民主党というのは明確に違うと思います。何が違ったかという、まず一つは、労働組合の対応がまったく違いました。古い民主党をつくったときに、いわゆる古い民主党をつくる時の応援部隊として、労組推進会議があった。この労組推進会議の人たちの民主党に対するスタンスというのは、6割、7割合っていればいいと。要するに労働組合と政党の政策を全部一致させる必要はない。基本的なところで一致をしていれば、少々のところ違っていてもいいのだと。あんた方はあんた方の思う通りにやりなさいと。私たちは私たちの政策は政策として主張させていただくという緊張関係を作ろうという感じでした。だから、労働組合に依存はしないけれども労働組合には依拠をします。この依拠というのはまったく違うのだと。そういう形で民主党と労働組合の関係をきちんと築きあげていきたいと思いますというものでした。

ところが新民主党を創るときは、はっきり言えば連合の対応がまったく違った。平たく言えば、とにかく連合の政策に限りなく近づけてくれというのがありました。これがちょっと対応が違ったということですが、鳩山さんは確か古い民主党を創るときに選別をやったのです。選別をやったときにこの選別のやり方は間違っているのではないかと当時は私は思っていました、でもやったことは結果的に正しかった。要するに民主党が求めるべき理念だとか、政策の基本方向とか、それなりにきちんと出していったと。ところが新進

党が解党して新しい政党を創るときに、それをまったくやらなかった。平たく言えば足して2で割るやり方をやっていったから、政策的にはよく分からなくなったと私も思います。北海道的にそれをきちんとやったのかといたら、やれていないと思いますし、やれるような雰囲気でもなかったということで、これは反省しなければならないと思っています。社会党と民社党の歴史的な和解というのは、ずっと底流としてあったと思いますが、そのことに気を遣うあまり基本的な政策のところできっかりと詰め切れていない部分が残ったのではないかと私もと思っています。議論することさえどうも避けたようなところがあったということについては、反省しなければならないと思っています。想いはたぶん酒井さんと同じだと思います。

そこで外交防衛問題ですが、これは私は地方議員ですから、こういう国政レベルのことについて、どこまでしっかりした話ができるか心もとありませんが、この間横路さんにあったときに、たぶん94年だったと思いますが『世界』、その前から「新々宣言」を作ろうという話があって、憲法が持っている平和主義の理念はしっかり守っていこうということがあって、同時に実は護憲は護憲だけれども当時のさきがけは護憲的論憲論、新進党は当時公明党も入っていたのですが、護憲的改憲論の流れだった。護憲論、護憲論と言って護憲だけでいいのだろうかということで社会党の中から出てきたのは、当時の委員長の山花さんなどは積極的に推進していたと思うのですが、いわゆる創憲論という立場に立っていたのです。創憲論の立場で一番大事なのは何かというと、憲法9条なのです。憲法9条の解釈を巡っていろいろと戦後の保革の論争があったことは事実です。連立政権ができて、連立政権の中に社会党も入ってしまった。その時に従前型の護憲論に立って憲法9条を言っているだけで、本当に現実政治に対応できるのかと。憲法の前文と9条を変えないとしても、現実政治に対応するためにどうしたらいいかという問題点があって、そういう中から創憲論というのが出てくるのですが、要するにそこは基本法で埋めていこうではないかと。だから例えば知る権利というのは、憲法には書かれていない。環境権もないです。しかしそれは環境基本法だとか環境アセス法だとかできちんと動いていこう。あるいは知る権利となればそれは情報公開法という基本法でつなげていこう。これで事実上のアメリカが持っている修正憲法的な手法を使って、そこを基本法で埋めることによって憲法の理念を発展させていくと。憲法の前文と9条を変えないでそういう形でやっていこうという流れがあって、その中で安全保障基本法、これは『世界』に一番最初に出たと思いますが、山口二郎さんだとか前田哲男さんだとかが安全保障基本法を作ります。この安全保障基本法の中に何を入れるか、要するに戦後50年間積み上げてきた日本の国是みたいな感じ、非核三原則だとかシビリアンコントロールだとか、それから武器輸出禁止三原則だとか、こういう安保外交論争を通じて国是として積み重ねてきたものをきちんと基本法の中に定めていこうということで安全保障基本法の構想が出てきた。その中にはもちろん民主党の結党の中にも書いてありますように集団的自衛権は行使しないということは当然のこのようにわれわれも思っているし、それはきちんと入れていこうと。自衛隊は国土防衛のための軍事力として存在することをこの安全保障基本法の中で認めていくと。要するに国連憲章に書いているように、個別的自衛権は認めますよと。普遍的な安全保障システムができるまで、国連憲章には集団的自衛権も認めるとなっていますが、しかし日本国憲法の関係があるからこの集団的自衛権の行使はしないというのが日本の国是ですから、そういう

ものをきちんと書いていこうというのがあって、その時にそういうことができればよかったのですが、実はそういうことを当時の民主党の中で言ったら、保守系といわれている人が反対をした。それでこれは日の目を見なかった。今回のテロ特措法の問題を挟んで、鳩山さんも集団的自衛権の問題で議論してもいいのではないかと言い始めてこんなふうになってから、実はそういう人たちによって安全保障基本法を作ろうという動きが出てきているのです。これはまったく私は頭にきていますが、だから横路さんに言ったのです。もしそうだとしたら、横路さんがそういう一つの派閥を創って、そしてこれではダメだというのなら、やはり安全保障法の横路試案というものを作ったらどうですかと。党内論争に留めないで国民に向かって日本のあるべき姿としてどちらがいいかという国民的理論を巻き起こすべきだと言ったのですが、しゃべっていて、あなたの質問には答えていないでしょうと言っているから、応え足りないのかもしれないですが、どうもそうならないのかもしれないかもしれません。私はきちんと安全保障基本法の中身を出すべきだと思います。それでどちらがいいかと議論をすべきだと思います。集団的自衛権は、やはり行使をしないというのは当然のことだと私は思います。

日米安保条約の問題でも、やはり日本の防衛の、あるいは日本の外交の基軸は日米安保体制にあるということについては、民主党結党の時の基本的な政策ですから、私はそうだと思うのです。ただその時に、古い民主党の時に、「常時駐留なき安保」というのを出したはずなのです。この「常時駐留なき安保」もどこかに行ってしまうと、これに一番固執をしたのは確か鳩山さんのはずなのです。固執をしたというよりも鳩山さんの政策ブレーンの一人だと思いますが、そういう中からこれが出てきて全体的な形でそういうふうになってきた。これが新しい民主党をつくるときに全部ここ反故にされていると。しかし古い民主党の中にだって集団的自衛権は認めませんと。シビアンコントロールをもとにやりますと書かれているのです。ですから今回のテロ特措法を巡っての対応は、私個人は基本的には間違っていると思っています。

国際貢献の話でいけば、私も基本的に横路さんの考え方に賛成です。それは今の自衛隊をすぐ海外に出すということよりも、ここはおそらくやれば社民党と一致できるし、どうも小沢さんともできるというのですが、やはり別組織をつくる。この別組織はやはり軍事力を備えた、そういう別組織をつくって国際貢献部隊として出ていくと。そのためにはどういう安全保障の基本をわれわれは原則として持つのかという基本法をきちんとつくった上でPKO、PKFの対応の方針というものを決めて行かなくてはならないと思いますが、どうもそういう形ではなっていないということでは不安は残ります。ただ自治労の皆さんと私のこの防衛問題の差があるとしたら、私は個別的自衛権は9条に抵触をしないという基本的な解釈、見解を持っています。

但しその自衛力が及ぶ範囲は、領土、領空、領海だと。この領土、領空、領海に限定された自衛力を日本が保持をするということについては、憲法9条としては私は否定しない。問題は今の日本の軍事力の能力が、領土、領空、領海という限定された自衛力の範囲を超えているというふうには思いますが、基本的な私の考え方はそういう考え方でして、こんな考え方は別に戦後生まればかりではなくて、要するに他国に侵略できたり、他国に脅威に当たるような軍事力というのは、持つ必要はないというふうに、大正時代にも言っている軍人さんだっている。それは俺の国に責めてきたら、あんたの国もちょっと辛い思い

にあうよと。そう簡単には攻めきれないよというようなぐらいの軍事力だけを保持していればいいのだと。後は外交で解決していくということが日本の基本的な外交防衛の方針でなければならないと言うことをいっている。私も様々な中で、もし自衛力というものを保持するとしたら、そこまでぐらいだと。それを超えて日本というものは持つべきではないということですから、ましてや集団的自衛権を行使すると、認めるということにはなっていないということです。

これからも議論を大いにしていかなければならないと思いますが、これは国会の議員の皆さんがやるべきです。北海道に帰ってきてどんどんやるべきだと思います。

<中島>

ちょうど時間になりました。今日は講演会みたいな感じになっていますが、問題提起をいただいた佐野さんと寺田さんに拍手でお礼に変えたいと思います。

(質疑は拡大研究会でのやりとりのみを収録しました。)

新党運動はどのように進展したのか

〈社会党道本部・社民党道連合の資料より〉

1、何故、社会党の支持率が低下してきたのか

- ①党内的には「社会主義」か「社会民主主義」かの党内対立がこの間長く続き、この党内対立が有権者の支持を失った。
- ②抵抗政党から政権党への自己改革が出来なかった。
- ③党の顔である議員の資質の向上が図られなかった。
- ④国民のニーズに敏速に応えられる機能や運動、先見性のある政策の立案が出来なかった。

2、何故、新党なのか—社会党の退潮のなかで

- ①消費者、生活者、差別をされがちな人々のために真剣に取り組む社会的公正と国際平和を不断に追及する政党
- ②社会民主主義勢力など働く人々と国際連帯出来る政党
- ③新旧の保守二大政党に飽き足らない人々が社会党→社会民主主義の良き伝統を継承した新しい政党の登場を期待している。
- ④党改革の遅れから古い社会主義のイメージが定着し、新たな展望を見出せなくなったこと。
- ⑤300の小選挙区、11のブロック比例区代表選挙に対応できる政党が必要であること。

3、社会党第64回全国大会(1996年1月19日)

- ①50年の歴史を刻んできた社会党は新しい一步を踏み出しました。いわゆる日本社会党は社会民主党として新しい党名、新しい理念、新しい規約をもった党へと生まれ変わる。
- ②しかし、社会党の歴史の否定や切断の上になされたものではなく、「私たちの新たな出発は憲法を守り平和と民主主義、公正と連帯を求めつづけた日本社会党 50年の伝統を引き継ぎ、政権を担うもう一つの大きな政治勢力を結集するための決断」
- ③政界再編は道半ばであり、それに伴う政党再編も道半ばにあります。社会民主党の新たな出発は新党運動のゴールではない。これをステップにさらに大きな政治勢力に向けた新党づくりの新たなスタートである。〈移行期の政党〉

4、社会党道本部(社民党道連合)の動き

①第83回定期大会(1995年9月1~2日)

もう一つの政治勢力=「民主リベラル新党」結成のためのプログラム採択

(別紙資料1)

- ・「民主リベラル新党」の意義
- ・「民主リベラル新党」の理念と政策目標

- ・「民主リベラル新党」の性格・基盤及び組織
- ・ 新党推進委員会の当面する行動計画とく新しい風・北海道会議

②第21回道委員会(1996年1月17日)

今後の政局に臨む基本態度と第Ⅱ次新党結成プログラム採択(別紙資料2)

- ・ 村山総理の辞任と社・自・さ連立政権の継続
- ・ 第64回全国大会の成功と民主リベラル新党結成運動の促進
- ・ 新たな政治活動集団「リベラル北海道」の結成の提唱

③社民党道連合第1回大会(1996年4月20日).

新しい政党づくり・第Ⅲ次新党結成プログラム採択(別紙資料3)

- ・ 新党推進のため特別準備組織として「リベラル北海道」の結成をめざす

※新しい政党づくりにむけた準備

「リベラル北海道」構想をめぐり、さきがけ北海道との協議は、3月3日を皮切りにこの間数回にわたり話し合いを進めてきた結果、5月20日に「北海道における新しい政治勢力結集に関する合意メモ」が調印された。この中に「新しい政治勢力をめざして“北海道におけるリベラルな理念と政策を協議する組織”を設置すること」が合意され、これが後に「北海道リベラルネットワーク」(略称:北海道リベラル)として7月27日に設立となる。

④社会民主党道連合第5回運営委員会(1996年12月19日)

第Ⅳ次新党結成プログラム採択(別紙資料4)

- ・ 「民社党北海道」結成にむけた基本対応について

5、民主党北海道の結成(1997年3月1日)

- ・ 基本理念・政策(別紙資料5)

6、新民主党北海道の結成(1998年4月28日)

- ・ 基本理念・政策(別紙資料6)

1995 年度活動方針(案)
もう一つの政治勢力=「民主リベラル新党」
結成のためのプログラム

第 1 部 新党結成プログラム

はじめに

(1) 私たちは今、一方で、政治・経済・社会の閉塞状況に直面し、他方で、時代のスピードを予測できない現実生きています。

世界に燃え広がった変革の大きな炎は、日本では自民党単独政権の「55 年体制」を瓦解させ、連立時代の幕明けによって政治のあり様を根本から改革しようとする動きを創り出しました。

しかし、私たちが求める政治改革とは、日本の政治システム全体の改革を目標とする以上、政権交代はそこへ向かう一つのハードルを飛び越えたに過ぎません。

(2) 内にあるのは「55 年体制」、外にあるのは「冷戦構造」、未来がこの戦後の二つの大きな枠組みに回帰することはありえないとしても、その新しい像はいままだ明確なものとして見えていません。

新しい時代を創造する政治の構想力を再生させるためには、議会制民主主義の原点に立ちもどり、政党が理念・政策を通して競争し、政権交代を行い、互いの政治的力量を高めていく努力を追求していかなければなりません。この努力を怠れば、政治不信はさらに拡大し、保守支配体制の政治に回帰する願望が強まったり、強力な指導を求める英雄待望論が出てくる危険性があります。

(3) 歴史の大変革期にあつて、依然として従来の抵抗的発想を引きずり、また野党的言説と論議に終始することがあつてはなりません。道民は私たち社会党に停滞と後退ではなく、新たな挑戦、新たな発展を期待しています。

道民注視のもとで開催される第 83 回定期道本部大会は、私たち社会党が自らの歴史を継承しつつ、新しく生まれ変わる決意を全党のものにする重要な大会となっています。

本大会の任務は、第一に、もう一つの政治勢力「民主リベラル新党」結成のためのプログラムを採択し、全党結束して新党づくりに邁進する意志を確認すること。第二に、次期衆議院総選挙は新党の旗のもとで闘うことを確認し、そのための選挙態勢を固めることにあります。

従って、本活動方針は、第 6 2 回臨時全国大会において決定された「新しい政党づくりに臨む基本姿勢」及び「95 年宣言」を基に起案され、新党の発足をもってその使命を終えることを明らかにし、提案するものです。

「民主リベラル新党」の意義

- (1) 1993 年の政権交代による連立政権時代に入って、全国的な民意を問う初の国政選挙であった今回の参院選挙で、ついに投票率が 50%を切るという憲政史上始めて以来の事態を招きました。この余りに低い投票率の結果によって、政治無関心層だけでなく、関心があっても投票にいかない「観客民主主義」が一層深刻なものとして進行していることが明らかになりました。政党政治は、空洞化し、議会制民主主義は危機に立たされています。
- (2) 大量の棄権を生んだ原因は、さまざまな要因が複合した結果ですが、何より魅力ある政党の姿を国民の前に明示できなかったことにあります。従って、有権者を引きつけるに足るだけの理念、政策上の明確な対抗軸、選択肢をわが党を含めた既成政党が提示できなかったことを深刻にうけとめる必要があります。有権者を政治に引き戻すには、政党が政党としての本来のあり方、機能の復興を果たす以外に道はありません。新・旧保守二党に収斂されないもう一つの政治勢力、「民主リベラル新党」の結成は、まさに待ったなしの政治使命となっているのです。
- (3) 北海道における自民党の敗北・新進党の勝利は、社会・自民両党を主軸にした本道の「55 年体制」が崩壊したことの象徴的表れです。自民党の敗北によって求心力を失った道内保守層は、急速に流動化し、分散化することは避けられず、道内の政治構造は一挙に「三極体制」に移行していくことはもはや不可避です。
- (4) 社会党は今回の参院選で、93 年の衆院選、今春の統一地方選に続く三度目の歴史的敗北を喫しました。衆院解散がそう遠くない時期に想定される以上、座して死を待つか、新党結成によって明日を切り拓くか、社会党は文字通りその岐路に立たされていると言わなければなりません。

北海道における参院選投票者に対するある報道機関のアンケート調査によれば、投票者のうち 20%が「支持政党なし」の無党派層であり、このうち、比例区では社会・新進にそれぞれ 20%の人々が投票しています。このことは、北海道の社会党が「新無党派層」を引きつける力を維持していることを表しています。

私たち北海道社会党が、新党作りに向けた先導的役割を担わなければならないことは、このことから明らかです。

- (5) 社会党は政権政党への脱皮をめざし、党改革の努力を懸命に続けてきました。しかし、今日の多様な国民意識と価値観は、社会党だけでは吸収、反映できなくなっています。広く民主リベラル勢力を結集し、その中に社会民主主義の理念を生かしていく道を追求していくことでなければ保守・新保守に対抗するもう一つの極を創ることはできません。

私たちは第 62 回臨時全国大会において、新党は①単なる社会党の党名変更や看板の塗り替えでないこと、②既成の政党や政治家の枠を超え、広く市民社会に門戸を開き、健全な政党政治・議会制民主主義を追求する「変革の政党」として出発させることを確認してきました。そして今、政界再編の新たなうねりの中で、民主リベラル勢力結集の気運が高まり、これを大きく育て上げるチャンスが到来しています。この機会を逃すことは、社会党の利害といったレベルではなく、わが国の議会制民主主義の将来にとって大きなマイナスになります。

今こそ、新党結成に向けた全党員の意思を結集させ、具体的行動を起こす時です。

「民主リベラル新党」の理念と政策目標

(1) 今日政治不信の最大の原因は、既成政党・政治家が歴史観や憲法観といった基本理念の違いを棚上げし、選挙区事情や政権で野合し、永田町だけの都合に狂奔していることにあります。政党間の理念上の対抗軸、政策上の選択肢が不鮮明なのは、このことによってもたらされているのです。

従って、新党の結集軸となる理念については多様化する国民意識をできる限り大きく包摂できるものでなければならず、しかもそれは同時に新・旧保守との違いを鮮明に描き出せるものでなくてはなりません。

私たちは、その理念、選択肢として「憲法観」「歴史観」「国家観」を提起します。

(2) 第一は、憲法に対する姿勢です。

憲法に対する姿勢は、第二の歴史観と大きく関わってきます。歴史を正しく反省しようとする人々は、平和と民主主義に立脚した国づくりをめざし、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重を基調とする日本国憲法を政治に生かし、その創造的な発展を進めようとしています。

これに対し、過去をあいまいにしようとする人々は、軍事を含めた国際貢献ができる「普通の国家」を主張し、憲法改正をめざそうとしています。

国民生活に根を張り、国内外において憲法の基本理念の創造的発展を成し遂げる新しい政治勢力の形成は緊急の課題となっているのです。

(3) 第二は、歴史をどうとらえるかということです。

戦後 50 年の国会決議を契機に、先の太平洋戦争が日本軍国主義の植民地支配と侵略によって引き起こされたとの歴史的反省の上に立って、アジアの諸国と人々に対する加害者としての謝罪を明確にすべきだとする考え方と、これを否定しようとする考えとの間に、決定的とも言える対立があることが明らかになりました。

不戦決議をめぐる対立は、過去をどのように反省するかという問題にとどまらず、近隣アジア諸国の人々との信頼関係のもとに、いかなる日本の未来を築いていくのかという重要な歴史的選択の問題でもあるのです。

(4) 第三は、いかなる国家をつくろうとするのかということです。

今日の中央集権的な体制は、日本の近代化と戦後の経済復興に大きな力を発揮してきたことは紛れもない事実です。しかし、その結果、東京一極集中と地方の過疎化という構造的歪みをつくりだし、行き詰まりをきたしております。

同時に、中央集権的な官僚システムは、政官業の癒着を生み出す「鉄のトライアングル」の温床となり、規制緩和と行政改革を阻む要因となっています。

国土のバランスのとれた発展を図るためには、地域の主体性が必要となっています。また、高齢化社会の到来は、地域での多様なニーズに応えられる地方分権システムの確立を求めています。

私たちは、市場経済の行き過ぎをコントロールしつつ、「自由と自立」「公平と公正」が生かされる地方分権型・福祉国家の創造をめざします。

(5) 以上の理念のもと、「95 宣言」が提起する国際協調、軍縮、教育、福祉、医療、人権、環境、分権の政策目標を重視していきます。

「民主リベラル新党」の性格・基盤及び組織

- (1) 私たちがめざす新党は、社会党の単なる党名変更や看板の塗り替えではなく、既成の枠を超えて広く国民に開かれた政党であり、新党の理念に賛同する各級議員や政治団体、労働・福祉・経済団体、NGO・NPOなどの市民・社会活動団体を基盤に、健全な民主主義の確立に向けた政策目標を生き生きと追求する市民政党です。
- (2) いわゆる北海道ローカルパーティ論がありますが、「第三極＝もう一つの政治勢力」が自民党、新進党という全国組織をもつ新・旧保守に対抗するものである以上、ローカルなものであってもその目的を達成することはできません。新党は、国政に責任と影響力を有するナショナルパーティとして結成されるべきです。

しかし、政局の激変によっては、新党結成のプログラムの変更を迫られる場合も想定されます。道本部としてはいかなる事態にも機動的に対応できるように準備をすすめていきます。

- (3) 私たちがめざす新党は、新・旧保守に収斂されることのない保守リベラルまでを含めた多数派形成を目標とするものです。新・旧保守二大政党に対抗する、「民主リベラル新党」をつくるには、社会党抜きでは決して成功しませんが、社会党だけでできるものでもありません。自らを解党して、新しく生まれ変わるということは、土台はそのままに、その上に新しい家を建て直すことを意味しません。社会党の外に、新党の理念に結集する人々との共同作業によって土台も家も新築し、その新居に社会党が育て上げてきた平和・環境・福祉・人権といった財産をもって引越するというでなくてはなりません。

しかし、全道組織とその運営、運動のノウハウ、政党機関紙の配布網は一朝一夕にできるものではなく、50年の歴史があって初めて可能なことです。ここに、新しい政治勢力が形成されるまでの間、財政基盤の確立を含めて社会党が担うべき積極的役割があります。

- (4) 私たちが描く新しい国家像は、連邦制までを視野に入れた「地方分権型」の国家です。従って新しい党は、新しい国家像を体現するものとして構想される必要があります。「もう一つの政治勢力」は、党組織論においても中央レベルの縦型組織に偏重しない「もう一つの選択」＝分権と参加を基本としたネットワーク型の政党として形成されます。

この場合、小選挙区制度に対応する党組織のあり方など組織論については、新党推進委員会において検討を加え、あらためて提起することにします。

新党推進委員会の当面する行動計画と〈新しい風・北海道会議〉

- (1) 新党推進委員会は、党中央がすすめる新党準備作業との連携・調整、北海道における党の主体的な新党建設準備など、必要な党内論議と組織諸対策を行います。また、支持・友好関係にある諸団体、「民主リベラル新党」の結成に理解を示す学者・文化人などの理解と協力を得るため、ジャンルごとに「懇談会会議」(仮)及び「アドバイザー会議」(仮)を設置し、意見交換、協議を積み重ねながら新党結成に向けた態勢の加速化を図ります。

(2) 一方、横路氏を中心に設置された新政治集団〈新しい風・北海道会議〉については、「新党問題に関する問題点の整理と推進計画についての道本部執行委員会確認(道本部発第 171 号)」で明らかにしたように、①横路氏の考えとわれわれのめざす構想の方向に共通性があること、②横路氏を中心にした取り組みは、社会民主主義者を含めた広範なリベラル層の結集が期待できること一など総合的に判断し、横路氏がすすめている新政治集団づくりは、「もう一つの政治勢力」結集のための有力な基盤となり得るとの立場から、これを積極的に支持していくこととします。

(3) 当面、北海道における社会党の新党づくりと、横路氏の新政治集団づくりの取り組みは、別個のものとして進められることとなります。

しかし、全国さまざまところで、保守二党に収斂されない「もの一つの政治勢力」の結集を模索する動きが台頭しつつあります。

現在、それぞれ別個のものとして進められているこれらの動きが一つの大きな潮流として形づくられるには、新しい政治勢力の顔となるリーダーの出現が必要です。

横路氏がそのリーダーとなって日本の政治史に新たな 1 ページを切り開くため、道本部は必要な環境と態勢の整備に全力を尽くして参ります。

(4) 道本部定期大会終了後、党務の主体を新党結成と総選挙に対応する態勢に切り替え、そのため「新党プログラム」に基づいて、党支持・友好団体の協力を得てワーキング・グループを速やかに発足させるなど新党推進委員会の強化を図ります。

(5) 各選挙区委員会は、道本部新党推進委員会に準じて「新党推進〇〇選挙区委員会」を設置します。その構成については、各選挙区委員会の実情に即して設置されますが、道本部新党推進委員会からの指示・通達が所属総支部・支部に徹底される態勢の確立を要請します。

なお、「懇談会会議」(仮)の設置については、可能な選挙区委員会においては新党推進委員会と別個に設置しますが、不可能なところにおいては、支持・友好団体との意見交換・協議が保障されるようにするため、党外者も加えた「新党推進〇〇選挙区協議会」を設置します。

(6) 定期大会終了後、新党移行への準備を整えるため、現行党员及び協力党员を対象に、「新党加入賛同者署名」(仮)運動を 9 月下旬集約を目途に実施します。

(7) この外の新党結成に向けた必要な具体的行動計画については、新党推進委員会において検討の上、あらためて提起します。

政局の動向は依然として不透明であり、次期総選挙を新党の旗のもとで闘うとしたら、その作業は急がなければなりません。全党の組織において新党論議を展開し、新党結成に向けた態勢の構築を早急に確立するよう重ねて要請する次第です。

＜資料 2＞

1996年1月17日

第21回道委員会

第1号議案 今後の政局に臨む基本態度と第Ⅱ次新党結成プログラム(案)

(1)

新党づくりをめぐる状況は後もどりが許されない文字通り待たなしの時期を迎えておりながら、中央における動きは村山総理の突然の辞任に伴う政局の転回と相まって混迷を深め、依然として新党旗揚げの道筋が明確な形で指し示しえないという極めて憂慮すべき事態にあります。

かかる危機的事態を打開し、新党結成に向けて新たな局面を切り拓き、確かな足どりをもってこの歴史的大事業を成し遂げていくため、第83回道本部定期大会で決定した新党方針に基づき、今後の政局に臨む基本態度と新党結成のための第Ⅱ次プログラム(案)について提案させていただきます。

(2)

党務報告ですでに明らかにしたように1月5日の村山総理辞任表明に伴い、社会党・自民党・さきがけの連立与党三党は、村山政権の政策の継続性を基本としつつ、新たな課題に挑戦する「新しい政権に向けての三党政策合意」を確認し、自民党の橋本総裁を首班とする新内閣を発足させました。この内閣には、久保書記長が副総理・大蔵大臣に就任したのをはじめ6人が入閣、内閣官房副長官を含め7人が政務次官に就任しており、引き続いて社会党には首班政党に匹敵する重大な責任が課せられているものと考えます。同時に、新政権は「新しい政策合意」を着実に実行し、社会党の責任のもとで村山政権の平和と軍縮、人にやさしい政治の精神を継承・発展させていくことが求められています。

新内閣に課せられている当面する重要課題は、一つには、景気回復をさらに確実にするために早期に予算成立を図ることであり、二つには、金融システムの安定、とくに住専の不良債権処理の問題であります。

住専問題に対する公的資金の導入については国民の間に強い不満が存在していることを肝に銘じ、情報公開と金融スキャンダルに終止符を打つための政治・行政上、及び刑事責任の明確化、新しい規範と金融システムづくりを奮勇をふるって実現させていかなければなりません。大蔵省の省益を守り、歴代自民党内閣の責任を曖昧にし、社会党の大蔵大臣のもとでこの問題の処理を図ろうとする目論見は断じて許してはならないのであります。久保大蔵大臣を支える態勢を国民とともに築いていかなければなりません。

また、橋本首相は初閣議後、「わが国は二度と戦争の惨禍を繰り返さないとの平和への決意の下、平和立国、平和貢献、平和創造を基本理念とする」「(沖縄の在日米軍基地問題について)長年にわたる沖縄の方々の悲しみ、苦しみに最大限の心を配った解決を図る」との談話を発表しています。

この首相談話は、明らかに一年半にわたって築いてきた村山政権の精神を受け継ぐものとして評価したいと考えます。

しかし、注意しなければならないことは、自民党のなかには昨年8月15日の村山首相談話に反対し、歴史的事態をねじ曲げようとする勢力が存在しているということです。また、沖縄の人々に基地との共存を強制し、軍事力の増強による「普通の国家」に共鳴する勢力は決して小さなものではないという事実であります。

橋本新内閣に対する私たちの基本態度は、かかる勢力の台頭を阻止する態勢の強化を図りつつ、「新しい政策合意」の着実な実行に全力を尽くしていくことでもあります。

(3)

次に、第64回定期全国大会に臨む道本部の態度について明らかにさせていただきます。第64回定期全国大会は、86年の「新宣言」の採択以来、政権を担い得る党への脱皮をかけた10年に及ぶ党改革運動の集大成としてあり、冷戦・55年体制下におけるイデオロギ一的・抵抗的発想とつねに内向議論に終始してきた野党的体質と決別し、名実ともに新しく生まれ変わった姿を国民の前に明らかにするため、新しい理念と政策の基本課題、改正規約、党名変更を決定する大会として成功させなければなりません。

中央執行委員会は、昨年12月19日付をもって、第64回定期全国大会に提出する第1号議案「日本社会党の基本理念と政策の基本課題(案)」及び第2号議案「規約改正(案)」について下部討議に付してきているところであります。

この両案は、第83回道本部定期大会で決定された新党プログラムの理念、及び新党推進委員会において議論を積み重ねてきた新しい政党の組織像と基本的に合致するものとの観点から、北海道本部はこれを支持し、全党の意思として採択されるべきものであるとの態度を明らかにしておきたいと考えます。

第64回定期全国大会は、何としても成功させなければなりません。そのため、北海道本部は一致結束して全国大会に臨んでまいります。そして同時に、明確にしておかなければならないことは、党改革をもって新党結成運動を完結させては断じてならないということでもあります。第64回定期全国大会は、さらに幅広い政治勢力を結集し、自民・新進の保守二大勢力に対抗し得る民主リベラル新党の結成を成就するためのワンステップであることを確認することでもあります。

従って、定期全国大会終了後、新しい中央執行部は速やかに次のステップである新党結成大会の道筋・日程を明らかにし、全党が求心力をもって新党づくりに邁進することができるよう、その指導力の発揮と決断を強く求めていきたいと思っております。

(4)

次に新党づくりに向けた今後の取り組みについて提案いたします。

北海道本部は、閉塞感が漂う新党づくりをめぐる中央状況に風穴を開け、新党結成にむけた全国的動きを加速化させるための新たな運動をローカルからの立ち上げと結集によって創り出していくことを提案したいと思います。

そのため、まず北海道段階において、憲法の理念に基づく平和と民主主義、公正で公平な社会の創造と発展を希求し、歴史観を共有できるすべての団体・個人の参加によって組

織される新たな政治活動集団「リベラル北海道」(仮)を結成することを提唱します。そしてその準備会が、第 64 回定期全国大会終了後、直ちに発足させることができるよう準備を進めていきます。

また、「リベラル北海道」(仮)は、志を同じくする全国のローカル・パーティー、政治組織、政策集団、市民団体及び政治家や学者・文化人などに対し、ローカルネットワークの形成によって全国政党を展望する大きなうねりを巻き起こしていくことを呼びかけて参ります。

さらに、各選挙区委員会においては「リベラル北海道」(仮)の結成を受け、各選挙区ごとに「〇〇・リベラル北海道」(仮)もしくは「リベラル北海道・〇〇」(仮)を発足させ、地域における社会民主主義者とリベラル諸勢力の総結集に向け全力で取り組むことを要請します。

ここで注意を喚起したいことは、私たちがこうした構想を提起すると、直線的にローカル・パーティー連合に結びつけて論じる傾向があるということです。

現在のネットワーク型組織論には、三つの大きな潮流があります。その一つは、沖縄社会大衆党に代表される自治体を中心に組織され、その地域で自己完結するローカル・パーティーです。過渡的、もしくは緊急避難的形態として選択することは否定しませんが、北海道本部が提起するローカルネットワーク構想は、このローカル・パーティー論に依拠していないことを明らかにしておきたいと考えます。次の流れは、新党結成準備会、リベラル・フォーラムなどに代表されるナショナルなレベルからの動きによってローカルの立ち上がりを促そうとするものです。横路孝弘氏の全国的行脚によって、さまざまな県で新しい極の結集を求めてローカルな立ち上がりに成功しておりますが、これを高く評価したいと思います。そしてその三つ目は、ローカルから出発してナショナルな組織を展望しようとする動きで、東京市民 21 が追求している流れです。

私たちが提起する構想は、第 3 の流れをネットワークすることで、もう一つの大きなうねりを創り出し、それを第 2 の動きとさらにネットワークすることで、新党づくりの軸と基盤をナショナルとローカルからの相互牽引によって強化・融合しようとするものであります。

従って、私たち北海道社会党は、第 3 の動きを加速化させ、ローカルネットワークの形成によって新党づくりをめぐる閉塞状況の打開を実現するため全力でこれを担うことを決意します。そして、村山委員長が提唱する新党を前提としない協議テーブル「フォーラム日本の進路」、及び新党結成も視野に入れた「社会党・さきがけ両党協議会」などの速やかな討議の進展と、さらに第 2 の動きを一層強めることでローカルからの立ち上がりを前に進める役割を、ナショナルなレベルで今後も引き続いて横路孝弘氏に担ってもらうことを期待するものであります。

この二つのうねりが合流する時、ポスト冷戦・ポスト 55 年体制の新時代を切り拓き、政治・行政・経済・社会のあらゆる領域における古いシステムの根本的改革をリードする新しい市民政党が誕生することを確信するものであります。

政局は解散・総選挙がいつあってもおかしくない緊迫した状況にあります。新党結成の作業は急がなければなりません。

全党員の皆さんの、そして結党以来 50 年間にわたり社会党を支えていただいた友好団体

・支持者の皆さんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、第1号議案の提案を終わります。

〈資料 3〉

1996年4月20日

道連合第1回定期大会

議案第1号・補強

新しい政党づくり 〔第Ⅲ次新党結成プログラム〕

1, 社会民主党は党則の前文で明らかにしているように、「歴史の転換期における移行期の政党」です。従って、今回の社会民主党としての再出発は、新しい政党づくりへ向けての一里塚であり、これをもって私たちの新党づくり運動は完結するものでないことを重ねて明らかにしておきたいと思えます。

この間、全国連合(中央本部)が幾つかの試行錯誤のなかで、党内外の協力を得ながらさまざまな新党準備活動を展開してきたことに対し敬意を表したいと思えます。しかし、党名変更以降、新党づくりに向けた党内エネルギーが急速に低下してきている現状に対し、北海道連合として深い憂慮と危機感を表明せざるをえません。新党づくりを「護送船団方式」で進めようとしても、もはや新たなエネルギーを吸収することは不可能です。この方式では遠心力が働き、雲散霧消してしまう危険性があります。社会民主党が分権・自治の政党であるならば、先進県が前に出て、そのローカル・ネットワークの力で全体をリードしていく動きを創り出していくべきであります。北海道連合は、積極的新党準備運動を推進している各県連合や各地のローカル・パーティと連携を取りながら、その役割を担っていく決意です。

2, 政界再編の動きは、まさに現在進行形で進んでいます。中・長期的見通しに立てば、日本の政界は二極に収斂されていくだろうと考えますが、多様化している国民意識や無党派層の増大は、自民・新進の二極に対抗するもう一つの新しい極の結集を必要としているのです。しかし、総選挙後、政界は一举に保守とリベラルの二極に分解する可能性も否定することはできません。社会民主主義は、勤労者、生活者、差別されがちな人々の生活と権利を守るために真剣に取り組み、社会的公正と国際的平和を不断に追求する勢力として大きな役割を果たしてきました。来るべき政界再編に備え、こうした理念・価値を体現する勢力が今後の日本の政治のなかにしっかり根をおろしていくためには、総選挙前にリベラル諸勢力との結集軸を明確に打ち立てておくことが必要なのです。

3, 私たち北海道連合は本日の定期大会をもって、全国大会および道本部特別改革大会において決定された新党づくり方針の実現のため、新しい政党づくり運動の助走の段階から、退路を断って具体的実践活動に入ることを宣言します。ルビコンを渡る私たちにはもはや退却すべき橋は残されていないのです。社会民主党のままで立ち止まることも断じてあり得ないのです。北海道連合の持てる力のすべてを集中し、北海道における新

党準備組織として「(仮称)リベラル北海道」を早期に立ち上げることをあらためて提起します。

- 4, 私たちは、「(仮称)リベラル北海道」の目的と性格を次のようなものとして構想し、提唱してまいりたいと思います。その第一は、日本国憲法が掲げる「国民主権・恒久平和・基本的人権」の基本価値を共有するすべての団体・個人の結集により、保守主義でも、新保守主義でもない民主・リベラルな新しい極づくりを目的とし、北海道における新党結成準備的組織としての役割を担うことです。第二は、保守・新保守に収斂されない政権を担い得るもう一つの政治勢力＝民主・リベラル新党の結成をめざすナショナルなレベルでの動きと呼応しつつ、政局のいかなる変化にも対応できるローカルな政治集団として組織され、活動を展開することです。そして第三として、市民主権にもとづく分権型の新しい政治の確立をめざして、横路孝弘氏らの呼びかけで発足した「ローカル・ネットワーク・オブ・ジャパン(略称・J ネット)」に参加し、志を同じくする全国のローカル・パーティー、政治組織、政策集団、NGO・NPOなどの市民活動団体及びリベラルな政治家や自立した市民とともに、ローカル・ネットワークの形成によってナショナル・パーティーを展望する新たなうねりを創り出す運動を推進していくことです。
- 5, 以上の目的と性格をもつ「(仮称)リベラル北海道」の結成総会を6月中旬に設定し、そのための設立準備会を5月連休明け、遅くとも中旬までに発足できるよう全力をあげて取り組んでまいります。
- 6, また、各選挙区における総選挙態勢の準備を推進するため、「(仮称)リベラル北海道」の地域組織として各選挙区ごとに「(仮称)リベラル北海道・〇〇」を設立します。各支部連合は、この地域組織をできる限り「(仮称)リベラル北海道」の設立総会に先行させる形で発足させることができるよう万全の協力を要請します。
- 7, 北海道自治体議員団会議は、去る3月30日に全道常任幹事会を開き、今後の議員団のあり方を協議した結果、①新党づくりに向け「(仮称)リベラル北海道」の旗揚げを一日も早く実現すること、②今以上に幅広い自治体議員の結集をはかること、③自治体議員団全国会議との関係を再構築する必要があることを確認し、北海道自治体議員団会議を発展的に解消し、「(仮称)民主議員ネット・北海道」の結成総会を4月26日に開催することを決定しました。新党づくりの成功のためには、地域の顔である自治体議員が前面に出て、そのリーダーシップのもとに地域から運動を積み上げていくことが不可欠です。北海道連合は、「(仮称)民主議員ネット・北海道」の結成と活動に全面的に協力し、強力な連携のもとに「(仮称)リベラル北海道」の早期結成を推進してまいります。

〈資料 4〉

1996年12月19日

第5回道連合運営委員会

第17回新党推進委員会

「民主党北海道」結成に向けた社民党道連合の基本対応について(案)

―第IV次新党結成プログラム―

1, 社民党道連合(社民党道本部)は、一昨年10月の民主・リベラル新党結成に向けた久保書記長(当時)札幌談話以来、今日まで一貫して全国の先頭に立って、その実現のために努力してまいりました。

北海道リベラル・ネットワーク(7月27日設立)及び地域リベラルの立ち上げは、保守二党に収斂されようとしている政治の閉塞状況をローカルからの自立した運動の展開とそのネットワーク化によって打ち破っていこうとするものでありました。新党結成をめぐって、全国的にはさまざまな紆余曲折がありました。北海道においては、まず保守二党に対抗し得る理念と政策づくりから出発しようとの考えに基づき、政策協議組織として北海道リベラル・ネットワークを結成したのであります。

2, 北海道リベラル・ネットワークが10月4日に発表した理念と政策(「自立と共生の社会をめざして一北海道発、リベラル政治の創造」)のなかには、私たちが第I次新党結成プログラムにおいて新党の理念として提唱してきた憲法観・歴史観・国家観について、同一基調に立ったものとして明らかにされております。

また、民主党設立委員会が9月17日の発足総会で発表した民主党の基本理念及び基本政策も、私たちが求めてきたものと同一方向のものであることが明らかにされております。

3, したがって、社民党道連合は10月4日の第1回道連合委員会において、私たちが追求してきた理念と政策を実現する新しい市民の政党として誕生した民主党の結成を支持し、そこに全党が一致して参加することを決定するとともに、総選挙は新党(民主党)の旗のもとで闘うことを不変の方針として確認してきたのであります。

4, 小選挙区比例代表並立制という新制度のもとで闘われた先の総選挙を通して一層鮮明になったことは、小選挙区の戦いはブームに頼ることで勝利の展望は拓けないということでもあります。全国に強固な組織を持っている自民党と新進党に伍して戦いに勝利するには、地域にしっかりと根ざした党組織を構築し、それをネットワークする全国政党が不可欠であるということでもあります。

5, 私たち社民党道連合は、「民主党北海道」の結成を成功させるため、第1回道連合委員会の決定に基づき、11月2日に「民主党北海道」設立委員会を発足させるとともに、各小選挙区を基本とする地域設立委員会の設置準備に中核的役割を担ってきました。そして、12月14日には「民主党北海道」設立委員会総会を開催し、別紙資料の通りの民主党北海道結成に向けた基本方針を決定してきたところであります。

6, 設立委員会総会で決定した方針を基本に、今後の社民党道連合の対応について、次の点を確認してまいりたいと考えます。

その第一は、支部連合の自立化を追求することです。党員管理などについては、当面「民主党北海道」が分担しますが、OA 機器の配備など一定の移行期間を経て、支部連合において党務機能の大半が果たせる態勢を整えます。したがって、「民主党北海道」の機能と体制は、段階的に縮小していくことになります。

第二は、支部連合自立化に向けた財政基盤の整備を進めることです。そのため、①支部連合間の格差の解消を図るための財政調整措置として、「民主党北海道」より支部連合に対して一定額を交付金として交付する。②本部より交付される政党助成金のうち必要額を選挙闘争資金として積み立てる以外は、助成基準を定めた上で支部連合に交付する。③機関紙「CLUB-D」の代金(月1回、200円)のうち本部納入分(50円)以外は、すべて支部連合・支部の財源とする。④その他、支部連合財政基盤の強化に資するため、機関紙広告、政治セミナーなどの事業の実施を企画する。

第三は、地域支部自立のキー・パーソンである自治体議員の役割の明確化と強化についてであります。この課題については、「民主党北海道」結成後、「民主議員ネット・北海道との連携のもとに自治体議会委員会で検討の上、半年以内を目途に方針を明らかにしてまいります。

そして第四には、政令指定都市札幌の組織のあり方についてであります。小選挙区によって行政単位が分割される一方、政令指定都市としての統一的対応なども要求されるという特殊性に鑑み、支部連合同等の機能を有する全市的組織のあり方を検討してまいります。

7, 「民主党北海道」の結成準備を進めるにあたり、社民党道連合は全国連合に対し、①保守二党に対抗する民主・リベラル新党を結成するという全国大会決定は現在も生きており、「歴史の転換期における移行期の政党である」との党則の定めに従い、今後もこの方針は堅持すべきである。②理念及び政策の基本視点においては、民主党と社民党のめざす方向は同一であり、両党は友党として将来の合流を追求すべきである。③したがって、都道府県連合として民主党に参加する組織決定については、党則の「自立、参加、分権、合意及び統合の原則」に基づいて、これを容認すべきであることを求めてきました。

道連合としては、今後ともこの基本的態度をもって臨み、組織移行に伴う円満な解決を全国連合との間で図ってまいります。

8, 「民主党北海道」の結成総会は、設立委員会総会の決定により明年3月1日に開催することになりました。したがって、以下により入党及び離党、結成及び解散の手続きを実施することにします。

1) 入党手続きに必要な資材が到着次第、直ちに民主党本部の定めにより、現行社民党員を対象とする入党運動を各支部において展開する。

2) 1)と併行して、各級議員を先頭に各行政区単位において新規入党運動を展開する。各級議員の党員獲得目標を以下の通り設定する。

	基本党员	賛助党员
①国会議員	100名	賛助党员は 2 名をもって基本党员 1 名に数える。 例：国会議員 基本党员 50 名＋賛助党员 100 名
②衆議員候補	50名	
③道議会議員	30 名	
④札幌市議会議員	20 名	
⑤人口 10 万人以上 市議会議員	10 名	
⑥人口10万人以下 の市町村議会議員	5名	
⑦その他の党员	1名	

3) 1) 及び 2) の運動が完了し、もしくは一定の目標を達成した支部から順次、社民党組織の解散大会を開催し、社民党財産の民主党への移行を決定する。この際、二重党籍状態が生じることが予想されるが、過渡的・手続き上の問題としてこれを認めることとする。

4) 3) の手続きが完了した支部は、直ちに「民主党〇〇支部」の結成総会を開催する。支部の結成は、「民主党北海道」の結成総会に先行して開催することを基本とする。

5) 1 月中に上記手続きを完了した支部において、2 月分の民主党費については納入義務は生じないものとする。

6) 支部連合段階における社民党の解散手続き、及び民主党の結成については、上記の定めによるものとする。

7) 社民党支部・支部連合組織は、すべて解散することを大原則とする。道連合組織については、全国連合との間において組織整理がついた段階で、あらためてその手続きのあり方を明らかにする。

9、北海道は、民主党発祥の地であります。北海道において、民主党地域組織のモデルとなり得るものをつくることは、全国に先駆けて地域における新党運動をリードしてきた私たち北海道が担うべき責任であります。

そして、私たち社会民主主義者は、社会党・社民党の 50 年間を通して、憲法が掲げる国民主権・平和主義・基本的人権を人類普遍の理念として日本政治のなかに根付かせることに全力を傾注してきました。この誇るべき財産を新しい党に継承し、さらに発展させていくことは、私たちが果たさなければならない責務でもあります。

「民主党北海道」の完成に向けて、全党员の皆さんの自主的判断に基づく、一致した行動を強く要請するものです。

民主党の基本理念

私たちがいまここに結集を呼びかけるのは、従来の意味における「党」ではない。

20世紀の残り4年間と21世紀の最初の10年間をつうじて、この国の社会構造を根本的に変革していくことをめざして行動することを決意した、戦後生まれ・戦後育ちの世代を中心として老壮青のバランスに配慮した、未来志向の政治的ネットワークである。

社会構造の100年目の大転換

明治国家以来の、欧米に追いつき追いこせという単線的な目標に人々を駆り立ててきた、官僚主導による「強制と保護の上からの民主主義」と、そのための中央集権・垂直統合型の「国家中心社会」システムは、すでに歴史的役割を終えた。それに代わって、市民主体による「自立と共生の下からの民主主義」と、そのための多極分散・水平協働型の「市民中心社会」を築き上げなければならない。いままでの100年間が終わったにもかかわらず、次の100年間はまだ始まっていない。そこに、政治、社会、経済、外交のすべてがゆきづまって出口を見いだせないかのような閉塞感の根源がある。

3年間の連立時代の経験をつうじてすでに明らかのように、この「100年目の大転換」を成し遂げる力は、過去の官僚依存の利権政治や自主性を欠いた冷戦思考を引きずった既成政党とその亜流からは生まれてこない。いま必要なことは、すでに人口の7割を超えた戦後世代を中心とする市民のもつ創造的なエネルギーを思い切って解き放ち、その問題意識や関心に応じて地域・全国・世界の各レベルの政策決定に参画しながら実行を監視し保障していくような、地球市民的な意識と行動のスタイルをひろげていくことである。

政治の対象としての「国民」は、何年かに一度の選挙で投票するだけだった。しかし、政治の主体としての「市民」は、自分たちがよりよく生きるために、そして子どもたちに少しでもましな未来をのこすために、自ら情報を求め、知恵を働かせ、別の選択肢を提唱し、いくばくかの労力とお金を割いてその実現のために行動し、公共的な価値の創造に携わるのであって、投票はその行動のごく一部でしかない。私たちがつくろうとする新しい結集は、そのような行動する市民に知的・政策的イニシアティブを提供し、合意の形成と立法化を助け、行動の先頭に立つような、市民の日常的な生活用具の一つである。

2010年からの政策的発想

私たちは、過去の延長線上で物事を考えようとする惰性を断って、いまから15年後、2010年にこの国のかたちをどうしたいかに思いをめぐらせるところから出発したい。するとそこでは、小さな中央政府・国会と、大きな権限をもった効率的な地方政府による「地方分権・地域主権国家」が実現し、そのもとで、市民参加・地域共助型の充実した福祉と、将来にツケを回さない財政・医療・年金制度を両立させていく、新しい展望が開かれている

だろう。

経済成長至上主義のもとでの大量生産・大量消費・大量廃棄の産業構造と生活スタイル、旧来型の公共投資による乱開発は影をひそめて、技術創造型のベンチャー企業をはじめ「ものづくりの知恵」を蓄えた中小企業や自立的農業者、それに NPO や協同組合などの市民セクターが生き生きと活動する「共生型・資源循環型の市場経済」が発展して、持続可能な成長とそのもとでの安定した雇用が可能になっているだろう。

国のつごうに子どもをはめ込む硬直化し画一化した国民教育は克服され、子どもを地域社会で包み込み自由に多様な個性を発揮させながら共同体の一員としての友愛精神を養うような、市民教育が始まっているだろう。

そして外交の場面では、憲法の平和的理念と事実にもとづいた歴史認識を基本に、これまでの過剰な対米依存を脱して日米関係を新しい次元で深化させていくと同時に、アジア・太平洋の多国間外交を重視し、北東アジアの一角にしっかりと位置を占めて信頼を集めるような国になっていなければならない。

私たちは、そのようなあるべき未来の名において現在を批判し、当面の問題を解決する。そしてたぶん 2010 年までにそれらの目標を達成して世代的な責任を果たし、さらなる改革を次のもっと若い世代にゆだねることになるだろう。

私たちは、未来から現在に向かって吹きつける、颯爽(さっそう)たる一陣の風でありたい。

友愛精神にもとづく自立と共生の原理

私たちがこれからの社会の根底に据えたいと思っているのは「友愛」の精神である。自由は弱肉強食の放埒(ほうらつ)に陥りやすく、平等は「出る釘は打たれる」式の悪平等に墮落しかねない。その両者のゆきすぎを克服するのが友愛であるけれども、それはこれまでの 100 年間はあまりに軽視されてきた。20 世紀までの近代国家は、人々を国民として動員することに急で、そのために人間を一山いくらで計れるような大衆(マス)としてしか扱わなかったからである。

実際、これまでの世界を動かしてきた 2 大思想である資本主義的自由主義と社会主義的平等主義は、一見きびしく対立してきたようでありながら、実は人間を顔のない大衆(マス)としてしか扱わなかったことでは共通していた。日本独特の官僚主導による資本主義的平等主義とも言うべきシステムも、その点では例外でなかった。

私たちは、一人ひとりの人間は限りなく多様な個性をもった、かけがえのない存在であり、だからこそ自らの運命を自ら決定する権利をもち、またその選択の結果に責任を負う義務があるという「個の自立」の原理と同時に、そのようなお互いの自立性と異質性を尊重しあうことで、なおかつ共感しあい一致点を求めて協働するという「他との共生」の原理を重視したい。そのような自立と共生の原理は、日本社会の中での人間と人間の関係だけでなく、日本と世界の関係、人間と自然の関係にも同じように貫かれなければならない。

西欧キリスト教文明のなかで育まれてきた友愛の概念は、神を愛するがゆえに隣人を愛し、敵をも愛するという、神との関わりにおいて人間社会のあり方を指し示すもので、そ

ここでは人間と自然の関係は考慮に入っていない。しかし東洋の知恵が教えるところでは、人間はもともと自然の一部であって、一本の樹木も一匹の動物も一人の人間も、同じようにかげがえのない存在であり、そう感じることで自然と人間のあいだにも深い交流が成り立ちうる。そのように、自然への畏怖(いふ)と命へのいつくしみを土台にして、その自然の一部である人間同士の関係も律していこうとするところに、必ずしも西欧の借り物でない東洋的な友愛の精神がある。

「一人一政策」を持って結集を

私たちの政治のスタイルも、当然、未来の社会のあり方を先取りしたものになる。中央集権的な上意下達型の組織政党は、すでに問題解決の能力を失って 20 世紀の遺物と化している。私たちは、各個人やグループが自立した思考を保ちながら、横に情報ネットワークを張りめぐらせ、だれかが課題を発見して解決策を提示すればそこに共感する人々が集まって結節点生まれ、問題が解決すればまた元に戻っていくような、人体における免疫システムのような有機的な自立と共助の組織をめざしている。

したがってまた、この結集にあたって、後に述べるようにいくつかの中心政策を共有するけれども、それは時の経過と参加者の幅によって常に変化を遂げていくはずだし、また細部に立ち入れば意見の違いがあるのは当然だという前提に立つ。意見の違いこそが創造的な議論の発端であり、それぞれが知的イニシアティブを競い合うことで新しい合意をつくりあげていく、そのプロセスを大事にしたい。

また私たちは、社会に向かって開かれたこの政治的ネットワークの運営に当たって、電子的な情報通信手段をおおいに活用したい。私たちは電子的民主主義の最初の世代であり、地球市民の世代である。

この「党」は市民の党である。いまから 21 世紀の最初の 10 年間を通じて、この「100 年目の大転換」を担おうとする覚悟をもつすべての個人のみなさんが、「私はこれをやりたい」という「一人一政策」を添えて、この結集に加わって下さるよう呼びかける。

民主党の基本政策

0 信頼と協力のネットワークをひろげる－民主党の歴史認識

明治憲法体制確立以来の「追いつき追いこせ」の100年間は、同時に「脱亜」の1世紀であり、日本の経済成長や繁栄はアジアの人々との共生を欠いた一国中心主義的なものであった。それはまた、国内にあっては、開発中心の官主導社会を生み出してきた。官主導の国家中心型社会は、依存の政治、責任意識を欠いた政治を生み、現在にいたっても無責任政治をもたらしている。戦後の半世紀を迎えたいま、改めてその無責任体制を変革する課題が残されている。私たちは、この課題に挑戦することを第一の使命として、新しい政治集団の創設に臨みたい。

そして、日本社会は何よりも、アジアの人々に対する植民地支配と侵略戦争に対する明瞭な責任を果たさずに今日を迎えている。21世紀に向け、アジアと世界の人々の信頼を取り戻すため、アジアの国々の多様な歴史を認識することを基本に、過去の戦争によって引き起こされた元従軍慰安婦などの問題に対する深い反省と謝罪を明確にする。そうした過ちを再び繰り返さないための平和アピールを全世界に向かって発信する。

このなかで私たちは、一定の歴史観を押しつけることなく、歴史的事実をめぐるアジアの人々との認識のズレを克服し、過去の問題にはっきりと決着をつける必要がある。そして、過去の重荷が、アジアをめぐる現実の諸問題に対する認識や対応に曇りを生じさせるようなことは、厳に戒めなければならない。

21世紀を迎えようとしている今日、アジア地域はそのめまぐるしい経済発展とともに、多様な民主主義を実現している。同時に、市民のエネルギーが国境を越えて相互に結びつき、環境問題や女性政策、人権政策などについての共通の取り組みが生まれている。私たちは、過去への反省を基本としつつも、未来に向かう新しい絆(きずな)に着目し、21世紀に向けて信頼と協力のネットワークをアジアから世界へとひろげていきたいと考える。

1 国連改革と地域的安全保障体制の確立

日米関係を基軸としつつ、自立した外交政策を確立し、歴史的に深いつながりのあるアジア諸国と強い信頼関係、友好関係を構築することを、外交・安全保障の基本とする。アジアにおいては、多角的な地域安全保障体制の構築をめざす。このため、アセアン地域フォーラム(ARF)を積極的に充実・発展させ、いわゆる極東有事を発生させない国際環境づくりに努める。

沖縄に過度に集中している米軍の施設・区域の整理、縮小に精力的に取り組む。在日米軍基地の存在を永遠不変のものとするのではなく、国際情勢の変化に伴い、「常時駐留なき安保」をも選択肢の一つとした平和の配当を追求していく。その際、米軍の機能低下を考慮しつつ、日本国憲法の範囲内で、行いうる新たな役割を検討する。

国連を中心とする普遍的安全保障体制の確立をうながすため、国連改革に率先して取り組む。とりわけ、安保理の民主化と NGO との連携を通じた「社会経済保障理事会」の設置をめざす。また、軍縮、環境、人権、福祉、高度医療など非軍事面での、地球規模の国際貢献を積極的に推進する。ODA については量から質への転換をはかる。

2 しなやかな市民中心型社会への転換

政官業癒着の社会経済構造の中で、日本社会が深い閉塞感に覆われている。複雑な規制が市民社会や市場の活力を奪い、物質的豊富さの中で「幸せ感」が喪失するという事態に、私たちは強いとまどいを感じている。人々が社会参画する多様な機会を拡大し、その生き生きとした人生を達成できる、市民主導の新たな社会の姿を構想していく必要がある。官僚主導の政治行政システムを変革し、行政セクター、企業セクターおよび市民セクターのバランスがとれた、選択の自由度が高い「しなやかな市民社会」の構築を進めていくことが、21 世紀に責任をもつ私たちの課題である。

このため、新党の最重要課題の一つとして市民活動の活性化をうながし、市民事業の自由を認め、これを保障する NPO (非営利活動法人) 法の確立に取り組む。NPO 法は、市民の自発性、自主性、独立性、多様性が最大限尊重される準則主義に徹し、寄附金税制などの支援制度については別途の政策立法でこれを確保するものとする。また、多様な NPO 活動を活性化して、しなやかな市民社会の形成に貢献するため、生産者と消費者・生活者の立場に立った協同組合のあり方を積極的に検討し必要な改革を求めるとともに、公益法人制度の抜本的な見直しを行う。

市民自らの行動による民際外交の展開や草の根 ODA 活動などの NGO 活動を支援し、「国境を越える市民」とともに世界に貢献する地球市民政治を推進する。定住外国人の参政権の確立に努める。

市民参加の地域づくりや都市計画の策定など、市民政治の実現のためには情報の公開が不可欠である。市民の「知る権利」に基礎をおいた情報公開法の早期実現に取り組むと同時に、住民投票制度の充実やオンブズマン機能、国民投票制度を検討する。

3 自立・共生と責任の福祉社会の確立

本格的な高齢社会への移行と普遍的な福祉システムの確立に向け、ノーマライゼーションの原理を基礎として、現行社会保障制度の構造改革に取り組む。基本的に、自立と共生の精神にのっとり、市民の協同による福祉活動の活性化を支援する。生活者としての尊厳を保障するナショナル・ミニマムについては、公的な負担による「責任ある社会保障体制」を確立する。このため国民一人ひとりに適正な負担を求めると同時に、ナショナル・ミニマムに相当する分野について公的負担と公的保障の確保をめざす。現在課題となっている公的介護制度については、家族や個人の犠牲に依存するシステムから社会的介護システムへの転換をうながし、高齢者の自立と生活支援を基本に、その確立に取り組む。人間の自立と尊厳を支える健康づくりや予防医療の充実を促進する。障害者の自立生活などのための環境整備として、福祉意識の変革を含めたバリアフリーの都市づくりを重点的に推進する。

安心して子どもを産み育てる環境を整備すべく、女性と男性の自立、子育ての支援を可能とする住宅、地域生活、教育、保育などの一体的整備を総合政策として推進する。男女共同参画社会の構築をめざして、税制と各種手当制度、民法などの見直しを行う。

医療、年金の給付水準を維持するため、各種保険の一元化、不正受給の排除、資金運用の検討・改善などに取り組む。いわゆる国民負担率問題については、公的負担と私的負担のバランスを考慮し、単なる財政削減策や財源確保対策としての安易な目標設定は行わないものとする。

4 地域主権の確立と行財政の改革

集権型の政治行政システムを、地域主権を基本とする制度に変革する。いま求められる分権改革は、官官分権ではなく、地域の自己決定と市民自治のための分権でなくてはならない。市民参加が可能な直接民主主義が生きる地方分権に全力を傾ける。自治体に自主条例制定権を保障するとともに、税財源の分権化をすすめて自主財源の大幅な拡大に取り組む。2010年には、現行の地域生活圏単位を基本に、市町村連合や合併による行政単位の拡大をすすめ、教育、福祉、雇用、都市計画などについては一義的に自治体の責務となるシステムへと変換する。

国の段階においては、分権改革を前提に、従来の縦割り行政の弊害を打破し、国民の立場に立った機能的行政組織の確立をうながす。具体的に内閣の調整機能を強化し、予算、歳入、行政管理、危機管理などの国家戦略課題にかかる機能については、これを内閣直属の別組織として設置する。中央省庁は、外務、防衛、法務・安全、国土・環境、生活基盤、産業・貿易、福祉・雇用、教育・科学技術・文化・スポーツの8つの分野区分をベースに再編する。セクショナリズムの弊害を除去するため、公務員人事制度の抜本的改革や民間登用の導入、定員の削減に取り組む。

公共事業については、その量的削減と質的転換をすすめる。公共事業の見直しのための第三者機関を設立するとともに入札制度の競争性を高める。官業は民業の補完に徹すべしという基本的考え方に立ち、現在、行政が行っているもので民間が行えるものについては、サービスの公平性を確保しつつ、原則民営化する。特別会計や財政投融资制度のあり方について抜本的に見直す。情報公開制度、国民監査制度や行政不服審査制度の充実をはかり、透明度が高い市民中心型の行財政制度へ転換する。

5 21世紀に應える公正な税制への改革

税制は、政府から押しつけられたり与えられたりするものではなく、本来市民自らが選びとるものであり、市民中心社会を築く基盤となるものである。その基本原則は「公平・簡素・中立」であるべきだが、現行税体系は過去の個別利害調整等によって複雑化し、著しい歪みを生じている。これを基本原則に沿った制度へと改めていくことが税制改革の課題であり、自由で活力ある日本経済をつくる手立てである。

高齢社会における勤労者負担の軽減と税の公平性・経済的中立性の観点から、税の使途と税体系の適正化をはかりつつ、直接税と間接税の比率を適正なものとする方向で是正をはかる。

ストック化経済のもとでの課税の公平性確保の観点から、資産課税を中心として納税者番号制度の早期の導入をはかる。キャピタルゲイン課税は、土地、株式、利子の間の課税の統一化を追求する。消費税は、益税をなくし税への信頼性を高めるためにも、インボイス付きの付加価値税への改善をはかり、逆進性対策として低所得層に対する基礎的生活品にかかわる消費税分の還付、住宅などへの軽減税率適用などの導入を検討する。

法人課税は、国際的な潮流をふまえ、また応能応益性等に着目しながら、課税ベースを拡大しつつ法人税率の引き下げをはかる。所得課税は、中堅所得層の重税感の解消に努めるとともに、所得税と住民税をあわせた最高税率を 50%程度に引き下げることをめざす。

地方税は、地方分権の推進と地域主権の確立を展望し、国税との間における税目の整理・移譲、応益課税、資産課税の適正化などをすすめ、安定した地方固有税源の確保をはかる。高齢社会における公平性確保の重要性がきわめて高いことをふまえ、税・保険料の滞納・不払い等を極力防ぎ・徴税体制の効率化をはかるために、国税・地方税・保険料の徴収機関の一元化の検討をすすめる。

6 共生型市場経済の確立

日本経済の基本構造は制度疲労を起こしている。バブルの崩壊、円高、世界市場の大競争などの経済環境の変化に対する日本の対応のつまずきは、もはや日本がこれまでの経済構造の延長線上に 21 世紀を展望することができないことを示している。市場の自己規律を基本に据えつつも、経済成長至上主義を克服し、生活の質や環境・地球社会との調和、社会の自立的発展力の向上などを考慮した新しい経済社会のあり方、すなわち「共生型市場経済」の確立を求める必要がある。

政治や行政は、これまでの供給者保護から消費者・生活者重視へとその政策基調を転換し、公正で透明度の高い市場制度の確立をめざしていかなければならない。市場のメリットが十分に発揮できるよう、無駄と非効率をもたらす規制の撤廃を行い、自己責任原則の確立を基本に、創造的企業活動の自由を保障していく必要がある。現在 GDP の 40%を占めるとされる経済的規制を整理し、21 世紀初年にはこれを半分の 20%以下に縮減する。公正な市場ルールを確立するため、独占禁止法や PL 法などの厳格な適用に取り組む。とくに金融市場の透明化と金融制度の大胆な再編に取り組む。企業会計のディスクロージャーと監査制度の充実を進め、国際会計基準に対応する開かれた企業活動のあり方を実現する。

円高や国内保護制度による高コスト経済のもとで、産業の空洞化と失業の増大が懸念されている。この現状を克服するためにも、当面の雇用対策や中小企業支援策などの充実に加えて、規制撤廃と創造型企業の育成が重要である。ベンチャー企業や世界的先端型中小企業の支援、情報関連産業の戦略的育成、福祉サービス分野など多様な市民事業やボランティア・エコノミーの充実に取り組み、21 世紀の新しい産業社会の形成に取り組む。

エネルギーの安定供給の確保をはかるため、基本的には非化石エネルギーを指向しつつ、環境調和型で多様なエネルギーの組み合わせ(ベストミックス)を基調とする新エネルギー政策を確立する。電力については、原子力発電を過渡的エネルギーとして位置づけるとともに、各発電設備の技術的安定性、安全性、環境適合性、経済性などを総合的に評価し、その安定供給に努める。

7 創造的情報市民社会の構築

世界と日本はいま、「情報革命」という名の第三の波におおわれている。それは単に産業活動へのインパクトにとどまらず、生活、文化、学術や芸術、マスメディア、そして人々の感性の変容にも大きな影響をおよぼしている。そして、情報社会における変化のスピードにとまどいを覚える一方で、その新しい社会技術の革新を地球市民の活動に生かそうとする新たな試みが生まれている。情報社会の到来は、市民中心型社会を創り出す新しい社会基盤が形成されつつあることを示している。情報は、多様な市民活動を相互に結びつけると同時に、障害者の限られた生活空間を飛躍的に拡大したり、日本に暮らす一人ひとりの市民が地球市民として国境を越えた交流を展開することを可能にする。

以上の視点に立ち、新党はなによりも、情報基盤の戦略整備に挑戦する。まず、2010年までにすべての家庭に情報ネットワークの端末が設定されることをめざし、規制緩和や競争の促進などを通じた設備投資や通信費用の徹底した低廉化、すべての人々が自由に利用できるオープン・アクセスのための公共的支援策を展開する。現在 10%程度の光ファイバーの人口カバレッジを 2010 年までに 100%にし、市民や未来を担う子どもたちが情報に親しみ、情報によって世界の人々と直接交信できるよう、すべての教室・図書館、公民館・コミュニティセンター、すべての病院・診療所などを接続する日本版 NII 構想を推進する。

8 環境創造型社会の形成

地球環境の保全と地域における豊かな環境基盤の確立を最重要課題として取り組む。長期的戦略と市民生活に根ざした環境政策の確立は、21 世紀への責任の最も基本となるものである。環境基本法 の精神にもとづいた「環境アセスメント法」を早期に制定し、世界に対して環境立国としての立場を明示する。同時に、大規模プロジェクトについて環境の視点からその見直しを行い、環境立国にふさわしい開発計画のあり方を追求する。

以上の基本姿勢を受けて、なによりもまず、食糧の安定供給と安全の確保、自然環境と農林業など一次産業地域の生活基盤を守ることを基本に、山林の優先的保護・育成策を飛躍的に強化する。このため、都市住民を含めたすべての市民が享受する酸素供給・水資源涵養、休養・浴林などの公共的利益を勘案し、薄く広い「森林環境税」を創設する。平地、里山の雑木林についても、環境としての社会的価値を認め、保全のための規制を前提に、税制優遇制度の確立を行う。

世界の緑の保護に貢献するため、熱帯林、針葉樹林などの保護・開発規制基準の制定・条約化を提唱する。ODA や各種の経済協力の中に地球環境維持のための植林を明確に位置づける。フロン使用制限・回収や地球温暖化物質排出規制の先頭に立ち、国際基準の上乗せ達成を実現すると同時に、水準の高い公害防止技術の移転に最大限の努力をする。

デポジット制度の本格導入や廃棄物を資源利用するリバーシブル工場(再利用を当初から考えて製品をつくる工場)の創業をうながすとともに、省エネルギー政策を推進しリサイクル社会の確立をめざす。

9 新時代のための教育改革の実現

平和で安全な地球の確立と、だれもが人間として尊重され、一人ひとりの尊厳が大切にされる社会を構築するうえで、教育の果たす役割には大きなものがある。教育の地方分権を推進して地域に教育の自主性と権限をもたらし、教育の自由化と、子どもたちの多様な能力が生きる人間教育の実現に取り組む。そのためには、現在の学校制度や、教育する側の立場に立ったこれまでの教育思想と制度を基礎から見直し、未来を担う子どもたちの立場に立った教育行政に転換することを、教育改革の前提とする。従来の偏差値とは無縁の新しい総合的な学力観を確立する。

学習指導要領のあり方を根本から見直し、小中学校教育については自治体が責任をもって運営し、地域の特徴を活かした個性的で魅力ある自由な教育が実現できる仕組みへ変革するとともに、30人学級の実現をめざす。現行の6・3・3制を見直し、学制改革に着手する。

偏差値偏重型の教育指導のあり方に終止符を打ち、一人ひとりの子どもの多様な個性を尊重する教育に改める。大学入試では受験生の二重負担となっているセンター試験を廃止する。

生徒・学生のボランティアなどNPO活動への参加を促進する制度の充実や、日本文化や伝統に対する学習の機会の拡大をめざす。障害を持つ子と持たない子が共に学ぶ統合教育への道を追求める。多様な人生選択の機会を保障するリカレント教育など生涯教育の拡充に取り組む。

学術・科学研究および芸術・文化などへの重点的取り組みをすすめる。

10 人権保障イニシアティブの発揮

基本的人権を尊重する憲法に沿って、性別、年齢、職業などによる差別はもちろんのこと、障害者、被差別部落の人々、先住民、定住外国人など少数者に対する差別と偏見を除去し、すべての人々がかげがえのない社会の構成員であることを認めあい、参加と自立の機会を保障し支援するような、しなやかな社会をめざす。日本の人権認識に対する国連をはじめ国際社会の批判を重視し、その改善のために人権基本法の制定を含めて総合的な「人権保障プログラム」を策定・実行する。

阪神大震災被災者のおかれた人権状況を深刻に受けとめ、きめ細かい救済措置を実施する。定住外国人には、できるだけ早期に地方参政権を付与し、さらに一定の条件の下で国政参加権についても実現するよう検討する。また、在外日本人の投票権を保障する。

このような国内的な人権保障努力を前提として、世界の民主主義を拡大するために積極的に行動する。抑圧された少数民族、民主化指導者などの状況改善に向け迅速な人権擁護の意思表示を行い、国際世論喚起のための積極的な行動を展開する。また、民族紛争などで起きる戦争犯罪や重大な人権侵害を裁く常設の機関としての「国際刑事裁判所」の設立に向け、イニシアティブを発揮する。

11 男女共同参画型社会の創造

21世紀は、女性と男性の自立が共にすすむ時代となる。婚姻や家族の形態も多様化し、個の自立と共生が強く求められる、より自由な社会になろう。それとともに、男女の固定した役割分担や差別、不平等の状態を解消する努力が、すべての分野で求められることになる。私たちは、その努力と連携し、「男女共同参画社会」の構築に取り組む。このため、まず女性と男性の自立を支持し、個としてのエンパワーメントをうながす。

各省庁を横断した「女性問題連絡会議」を設け、女性差別、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)などテーマごとにアクションプログラムを作成し、多角的な法制度の整備をすすめる。選択的夫婦別姓制度の導入などの民法改正をすみやかに実現する。緊急課題である男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの見直し・強化についても、連絡会議の場で広範な論議を行う。

男女平等政策を実現するためには、意思決定の場への女性の参画が不可欠であり、国家公務員はもちろん、公的審議会、委員会などにクォータ制を導入する。国会議員に関しては、当面、女性議員の比率を30%にすることをめざす。

12 新しい政治の確立と展開

国家中心型社会から市民中心型社会への転換をすすめるためには、市民参加の機会を積極的に拡大する新しい政治の姿を確立することが重要である。このため、首相公選制や国民投票制度の検討を行う。また、新しい政治システムへの転換をすすめるため、現行の政官業の癒着構造を断ち切らなくてはならない。行財政改革を断行し、既得権という名の厚い壁を突き破り、政官業の鉄のトライアングルを打ち崩す政治の強いリーダーシップの発揮が求められる。それには、志のある新しい政治集団と変革を求める市民政治の連携を基礎に、現行の政治システムの大胆な改革による立法機能と内閣機能の充実が不可欠である。

第1は、国会改革の実施である。そのためには政治家自らが姿勢を正すことが大切であると同時に、なによりもまず議員定数の大幅な削減を断行する。議員の任期制についても検討する。また、現行の二院制のあり方を検討し、衆参の役割を明確にすることが必要である。この上に立って、国会における立法調査機能の拡充、議員立法の優先審議の制度化、委員会審議の充実、議会専属スタッフの充実などによる立法機能の整備に取り組む。

第2に、内閣補佐機能の拡充、官邸機能の整備、政治的任命職の拡大、予算編成権限の内閣への統合など政府機能の改革がある。

第3に、地方議会が地域主権の担い手にふさわしい活動をできるよう、その権限を拡充するために、条例制定権の確立や議員立法のための制度的環境整備などを支援する。

これらの政治改革に取り組むと同時に、市民の「知る権利」を明記し行政サイドの事情による不開示を認めない情報公開法の制定、開かれた公聴会制度の確立、市民のための行政不服審査制度の確立、各種開発計画における行政手続きの整備と市民参加の促進、政党活動・議員活動の公開と透明化などを推進する。

〈資料6〉 98年3月、民主党統一準備会です承

私たちの基本理念

－自由で安心な社会の実現をめざして－

私たちの現状認識

日本は、いま、官主導の保護主義・画一主義と、もたれあい・癒着の構造が行き詰まり、時代の変化に対応できていません。旧来の思考と利権構造から抜け出せない旧体制を打ち破り、当面する諸課題を解決することによって、本格的な少子・高齢社会を迎える21世紀初頭までに、「ゆとりと豊かさ」の中で人々の個性と活力が生きる新しい社会を創造しなければなりません。

私たちの立場

私たちは、これまで既得権益の構造から排除されてきた人々、まじめに働き税金を納めている人々、困難な状況にありながら自立をめざす人々の立場に立ちます。すなわち、「生活者」「納税者」「消費者」の立場を代表します。「市場万能主義」と「福祉至上主義」の対立概念を乗り越え、自立した個人が共生する社会をめざし、政府の役割をそのためのシステムづくりに限定する、「民主中道」の新しい道を創造します。

私たちのめざすもの

- 第1に、透明・公平・公正なルールに基づく社会をめざします。
- 第2に、経済社会においては市場原理を徹底する一方で、あらゆる人々に安心・安全を保障し、公平な機会の均等を保障する、共生社会の実現をめざします。
- 第3に、中央集権的な政府を「市民へ・市場へ・地方へ」との視点で分権社会へ再構築し、共同参画社会をめざします。
- 第4に、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」という憲法の基本精神をさらに具現化します。
- 第5に、地球社会の一員として、自立と共生の友愛精神に基づいた国際関係を確立し、信頼される国をめざします。

理念の実現に向けて

私たちは、政権交代可能な政治勢力の結集をその中心となって進め、国民に政権選択を求めることにより、この理念を実現する政府を樹立します。

基本政策

民主党は、日本の人口がピークを越え、本格的な少子・高齢社会を迎える 2010 年を目標年限として、この基本政策をデッサンした。いま、納税者であり消費者・生活者である国民の皆さんにそれを提示し、審判を仰ぎ、私たちとの共同作業に参画を呼びかけたい。

行財政

中央集権的な政府を「市民へ・市場へ・地方へ」の観点から再構築する。それは官僚機構の容れ物を変えるだけの表面的なものではない。官と民の関係、中央と地方の関係など本質的な権限の構造を勇気をもって変革する。

分権社会

中央政府の役割をスリム化し、外交・防衛、司法などのルール設定・監視、年金をはじめとするナショナル・ミニマムの確保など、国家と国民生活の根幹に係る分野に限定する。それ以外については住民に最も身近な「基礎的自治体」が、それぞれの意思決定に基づきサービスを提供することで、柔軟・迅速・民意反映の政治・行政を実現する。地方独自の財源を十分に確保し、中央政府の役割を明確なルールに基づく地域間の財政調整などに限定する。過渡的措置としては国から地方への包括交付金制度をただちに導入する。

官と民

政治・国民主導によって簡素でわかりやすいルールを策定し、官僚の基本的役割を事前調整から事後チェックへとシフトさせ、企業セクターや市民セクターなどの「民」が「官」から自立し社会の中心として活動する仕組みに変える。行政手続法や行政事件訴訟法などを整備・強化し、行政の裁量を減らすとともに公務員の責任を明確にする。公務員倫理法を制定するとともに、天下り規制の強化、一括人事制度の導入など、国家公務員人事制度を抜本的に改革する。

情報公開

政治・経済・社会システムに及ぶあらゆる構造改革の原点であり、市民の自立と参加を進めるためのインフラである、情報公開を徹底する。特殊法人に加えて、行政代行的業務に関わる公益法人も情報公開法の対象とする。

財政

国家財政に企業会計的視点を導入し、実態を国民にわかりやすく示す。行政改革・経済構造改革を進め、国・地方をあわせた財政赤字について、2010 年までの明確な削減・抑制の数値目標を設定する。経済情勢に柔軟に対応し、持続可能な経済成長と財政再建を両立させる。赤字国債・建設国債の区分をなくし、限られた資金を政策的に必要な分野に回せるように改革する。

税制

「簡素・公平・透明」を原則としながら、税体系における所得・消費・資産等のバランスのあり方と、税と社会保険料の役割分担について見直す。インボイス制導入など納税者に信頼されるよう消費税改革を進めるとともに、納税者番号制を導入する。納税者意識を高めるためにも給与所得者の確定申告制度をさらに進める。法人税制は国際水準を意識しながら改革する。

財政投融资・特殊法人

透明性の高い評価システムを導入し、財政投融资の不良債権化を防ぐとともに、現行制度の抜本的改革を行う。特殊法人等の実態を点検し、民間でできるもの、役割の終わったものは廃止する。

公共事業

入札制度を改革し、公共事業の単価を引き下げる。国会の公共事業への関与を強めるための立法によって不要な長期計画や単年度主義を見直す。包括交付金制度の導入により公共事業の主体を地方に移し、国が行う事業は、国民生活に必要な大規模な事業に限定し、従来の土木型から新社会資本型へ重点シフトする。

経済

自己責任と自由意思を前提とした市場原理を貫徹することにより、経済構造改革を行う。これにより、3%程度の持続可能な経済成長をめざす。

規制改革

規制改革を長期的経済発展の基本と位置づけ、経済的規制は原則廃止する。環境保全や消費者・勤労者保護などのための社会的規制は透明化や明確化を進める。

新産業

今後成長が見込まれる情報通信・福祉・住環境・環境などの分野で、民間投資活性化のための戦略的基盤整備を行う。とくに情報通信は、それ自体の投資効果のみならず、21世紀の全産業の発展を左右するインフラと位置づける。ベンチャー企業や新規事業者などの起業家に、税制や市場整備などを通じてインセンティブを与える仕組みをつくる。

中小・零細企業

日本経済の屋台骨である中小企業の役割を重視し、技能継承などモノづくりの基盤を整備するとともに、地域コミュニティにおいて重要な役割を果たしている第3次産業の自立を支援する。

金融

裁量行政から決別し、金融機関の自己責任と市場原理に基づく競争を原則とする。ビッグバンに対応した透明で公正な金融監視の新しいルールと、金融サービスの消費者保護の仕組みをつくる。債権の証券化など直接金融市場の基盤整備を行う。不良債権処理を進めるため、公的債権回収機関の整備・強化を行う。

農林水産業

画一的農政を排し、次代の担い手が誇りと将来展望をもって取り組める農業を確立するとともに、定住や環境・国土保全を目的とする農村政策を推進する。森林のもつ公益性を評価し、国内外の森林保全政策を確立する。資源管理型漁業の確立に努める。

エネルギー

エネルギーの安定供給と環境との調和を達成するため、原子力発電の安全性向上と国民的合意を形成するとともに、新エネルギーの積極的な開発・普及、省エネルギーの推進を図り、エネルギーのベストミックスを実現する。エネルギー供給国との対話を強化する。

土地

保有から利用へ土地政策を転換し、流通の規制緩和などを通じて、土地を流動化し、有効利用を促進する。

国民生活

公平な機会が確保され、多様な価値観や個人の尊厳と権利が大切にされる、活力に満ちた社会の構築をめざす。本格的な少子・高齢社会に備えたセイフティー・ネットの整備や、地球環境に寄与するライフスタイルへの変革、人と自然との共生を進め、あらゆる人々が「安心・安全・ゆとり・豊かさ」を実感できる国民生活を実現する。

社会保障

少子・高齢社会の到来に対応し、「普遍」「個人」「自立支援」を原則とした社会保障制度を構築して国民の将来への不安を解消する。育児・介護支援制度については、介護財源のあり方も再検討しつつ、NPO 活動の支援などサービス提供を含めた体制の充実を図る。医療・医療保険制度は、市場原理をも活用しながら、情報公開を徹底し、抜本的な制度改革を行う。高齢者医療は税を主たる財源とする。公的年金制度は、世代間扶養の原則を踏まえつつ、負担における税の比重を高める方向で長期的に安定した制度に改革する。個人年金・企業年金の役割を重視する。高齢者や障害者などが安心して暮らせるバリア・フリー社会を実現する。

雇用・労働

産業・企業の構造変化に伴う雇用・就業形態の多様化とリストラの進展に対応し、雇用安定・勤労者保護の充実を図る。公的能力開発制度の拡充や民間の教育訓練、個人の自発的な職業訓練に対する支援を強化する。仕事と家庭が両立しやすい条件づくりを進め、仕事最優先から生活の充実へというライフスタイルの変化を促すため、労働基準法制の整備などを進める。女性や高齢者の雇用機会拡大を支援する。

男女共同参画

社会のあらゆる分野で男女の固定した役割分担や差別、不平等な状態の解消を促す。多様な生き方を可能にする家族法の整備、女性のからだと健康、性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の保障、性的ないやがらせや暴力を防止する諸施策、女性政策を強化するための総合的な立法措置などによって、男女共同参画社会を実現する。

教育

教育の地方分権を進めるとともに、価値観や能力の多様性を認め、自立した青少年を育てる教育改革を推進する。そのため、30人学級の実現、高校・大学入試制度や奨学資金制度の抜本的見直しなどの教育諸条件を改善する。また、リカレント教育の制度化を進めるとともに、コンピュータ教育、国際化時代に通用する語学教育などを充実する。地域の生涯学習や生涯スポーツの基盤整備をするとともに、子育てのネットワークを育成する。

科学技術・芸術文化

国立大学や国立研究機関のあり方を見直すことを含め、根源的で長期的な基礎的研究開発や先端技術研究、複合的人文科学研究の推進を図る。多様な芸術文化の活動を支援するとともに、著作権など知的所有権制度を充実する。国内はもちろん、広く世界の重要文化財の保全に向け積極的な国際協力を推進する。

人権

アイヌなど少数民族、被差別部落、在日外国人、障害者・難病患者などに対するすべての差別の解消に取り組む。情報化社会の進展に対応してプライバシーの保護を強化する。

環境

環境教育や法整備を進めることにより、後世代に環境負荷を与えない資源循環型社会を実現する。温暖化物質や環境破壊物質の発生を抑制するとともに、廃棄物の不法投棄やダイオキシン問題の解決に取り組む。

災害対策

大規模災害に対する公的支援の枠組みを整備する。首相や首長のもとで有効に機能する危機管理体制を早急に確立する。

NPO

NPO(非営利団体)は自立する市民からなる共生社会の新しい重要な基盤であり、税制の整備などを通じた支援を行う。

外交・安全保障

国際社会の利益と調和させつつ、わが国の安全と主体性を実現していく「外交立国・日本」をめざす。憲法の平和主義に則った防衛政策を継続する一方で、現実的かつ柔軟な認識と戦略をもって、日本外交の自立性とダイナミズムを確立する。

外交姿勢

予防外交をはじめとした積極的な外交を展開し、国連を中心とする世界平和の構築をめざす。米国との関係を様々なレベルで一層緊密化させながらその成熟化を図る。先の戦争の反省を踏まえて近隣諸国との基礎的信頼関係を構築し、アジア各国との外交・経済関係を深化させていく。アジア太平洋地域の平和と安全にとって重要な存在である中国に対し、長期的視点に立った友好協力関係を発展させる。新生EU・ロシアとの幅広い分野での友好関係を深める。

非軍事的貢献

政府開発援助(ODA)を重要な外交手段の一つと位置づけ、地球環境重視・自立支援・人道主義の視点をもつ援助に重点を移して推進する。市民、NGO、企業、シンクタンクなどの国際政治への積極的参加を支援する。

国連政策

国連の場を中心に、核の廃絶、軍縮、地球環境、人口・エネルギー問題、国際人権問題、貧困の撲滅などに積極的な外交を展開する。安全保障理事会のあり方、開発問題に関する南北対立、財政状況の悪化、国連機構の非効率性など現在の国連がもつ問題解決に取り組むつつ、国内世論と加盟国の支持を前提に安全保障理事会の常任理事国入りをめざす。国連平和維持活動には憲法の枠内で積極的に参加する。

防衛政策の諸原則

専守防衛に徹し、集団的自衛権を行使しないこと、非核3原則を守ること、海外における武力行使を行わないこと、文民統制を維持することなど戦後の防衛政策の諸原則を今後も遵守する。

安全保障体制

日米安全保障条約を引き続きわが国の安全保障政策の基軸に据える。アセアン地域フォーラム(ARF)を積極的に充実・発展させ、アジア太平洋多国間安全保障の確立に努力する。

基地問題を現状固定的に捉えるのではなく、将来は状況に応じて変化しうる要素があることに着目し、日米両国が、米軍基地のあり方等を協議・模索していく。なお、沖縄米軍基地の整理・縮小・移転について引き続き努力する。

有事対応体制

シビリアン・コントロールや基本的人権を侵害しないことを原則としながら、有事・危機に際して超法規的措置をとることのないよう関連法制の整備を早急に進める。

政治

国会改革や参政権の拡充をはじめ、自立した市民が政治の担い手として参画し、政治を直接監視する多様な仕組みを整備する。政治に対する国民の不信を取り除くとともに、民主主義の質的充実と活性化を促す。憲法の基本精神を守り、さらに発展させるための議論を進める。

国会

言論の府として議員相互の自由闊達な議論ができるよう、国権の最高機関としての国会運営の仕組みを変える。政府委員制度の廃止、議員立法の提出要件緩和や優先審議の制度化、議会専属スタッフの充実などにより行政監視機能・立法機能・立法調査機能を拡充する。衆参の役割の明確化など現行の二院制のあり方を見直す。国民に開かれた政党政治を実現するため、政党・民間の政策立案能力を高める体制を確立する。

内閣機能

官房機能や総理補佐機能の整備・拡充、予算編成のあり方を見直しなどにより、総理大臣及び内閣の政治的リーダーシップを強化し、責任体制を明確化する。副大臣制度の導入や政治的任命職の拡大を進める。

政治倫理・国会議員

資産公開の徹底、政治的地位利用罪の導入などにより、政治倫理を確立する。政治献金のさらなる公開・透明化を図るとともに、国から助成を受けている団体の政治献金は禁止する。議員の定数見直しや永年表彰制度の廃止などを進める。

選挙制度

国民の声をよりよく政治に反映するため、一票の格差の是正を徹底するとともに、選挙制度を不断に見直す。政治に参加する機会を拡大するため、選挙権・被選挙権年齢の引き下げ、在外投票制度、定住外国人の地方参政権などを早期に実現する。

司法

人権を保障する最後の砦としての司法の基盤を充実する。適正で迅速な裁判を行うため、裁判官などの大幅な増員、法曹養成制度の充実、手続法の整備、法曹一元化などを推進する。国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するため、法律扶助制度などを拡充する。